

# 福祉建設経済委員会記録

## 福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和6年12月11日(水) 開会：10時00分 閉会：13時52分  
水道局、病院局、福祉保健部  
令和6年12月12日(木) 開会：10時00分 閉会：15時16分  
経済部、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 井垣 伸子、大田 敏司、小林 隆司、清水 祐希、田中 陽三、田邊 学、新見 浩明、西村 慎太郎、萬谷 竹彦
- 4 事務局職員 前田紀子、起本一生
- 5 説明員  
吉本副市長
- 【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、中島料金担当課長
- 【病院局】 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、萬治病院局管理部次長兼経営企画課長、田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長、植本大和総合病院事務部長、西村病院局経営企画課調整担当参与、田中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院経理担当課長、中本大和総合病院業務課長兼健診課長兼医療情報管理室長
- 【福祉保健部】 松村福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地域包括支援センター所長、温品こども政策課長、山野井こども政策課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、和久こども家庭課長、安池健康増進課長、都野健康増進課健康対策担当参与、中本介護老人保健施設清算室長
- 【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産課長、弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎 農林水産課技術担当課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員会事務局長
- 【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道路河川課長
- 【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担当課長、山門公共交通政策課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、森下下水道課業務係長

- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道2社、市議会モニター

## 1 水道局関係分

### (1) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○新見委員

それでは、最近、報道等で取り上げられております有機フッ素化合物P F A Sについて質問をさせていただきます。

有機フッ素化合物P F A Sによる水源等の汚染は、全国的な広がりを見せております。当該化合物については、有害性が指摘されており、健康被害につながるものが懸念されております。

環境省が発表している内容によりますと、有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してP F A Sと呼び、1万種以上の物質があるとされています。

P F A Sの中でもP F O S、P F O Aは、水をはじく性質などがあるため、幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取組が進められているところであります。

国内では、P F O S、P F O Aについて、国が2021年までに製造や使用を原則禁止しております。

このように有害性が指摘されておりますP F O S、P F O Aですが、本市における採水原水及び水道水の水質検査状況について2点質問いたします。

1点目、本市ではP F O S及びP F O Aの水質検査は行われているのか。

2点目、実施されている場合の検査状況はどうか、また、水質検査は、年何回行われているのか、そして、採水されている場所はどこかについて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

##### ○山根浄水課長

委員の御質問にお答えいたします。

P F O S及びP F O Aの検査状況についてお答えいたします。

P F O S及びP F O Aにつきましては、暫定目標値といたしまして1 L当たり2つの合計が50ng以下と設定されております。

光市につきましては、検査を開始した令和2年度以降、1年に1回検査を行っておりますが、いずれの年度も測定の限界値であります5 ng未満となっております。

採水箇所は2か所で、林浄水場の原水と比較的配水管の末端となります室積8丁目の給水栓でございます。

以上でございます。

##### ○新見委員

ありがとうございます。現在、本市ではP F O S、P F O Aについて、採水状況の中

で検査の項目以下の基準値になっているということで、問題がないということを理解することができました。

続きまして、再質問を2点させていただきます。

1点目ですが、牛島の水道施設では検査は行われているのでしょうか。

○中西業務課長

牛島のPFOS、PFOAの検査状況についてお答えします。

牛島の水道施設につきましては、事業主体は市の環境市民部でございます。しかし、施設の維持管理、水質検査につきましては、私どもが受託しております。

牛島につきましては、小規模な飲料水の供給施設でございますので、法で定める水質基準の検査は行っていますが、水質基準に含まれないPFOS及びPFOA、これの検査は定期的に行ってはおりません。

しかし、世の中のこのような状況を踏まえまして、確認の上で検査を行いました。光市の上水道と同様5ng以下ということで確認をしております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。牛島の水道施設でも問題がないということを理解することができました。

続きまして、もう一点、質問をさせていただきます。

周辺市町村でのPFOS、PFOAについての状況については、何か御存じでしょうか。

○中西業務課長

水道関係ということでございますが、水道関係でと言いますと、PFOS及びPFOAの検査結果につきましては、先月、全国で一斉に環境省のほうで公表されたところでございます。

その暫定目標値となりました令和2年度以降ということが、対象の公表の基準となっておりますが、その過去に暫定目標値であります50ng以上検出された事業体が14事業体ほどございます。

ただ、令和6年度、今年度につきましては、ゼロということで公表されているところでございます。

あと付け加えますと、今申し上げました14事業体の中に山口県内の事業体は含まれておりません。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございました。県内では問題がないということ理解をすることができました。

再質問は以上になりますが、今回の委員会では質問等はないようですけれども、今後、井戸水の水質調査なども行なわれていったほうがよいのではないかというふうに思っております。

井戸水の水質検査については、基本的には法人が行うもので、使用開始前の検査は、水道法に定める水質基準項目51項目、定期検査では、年1回のpHや大腸菌などの一般項目13項目になるかと思えます。

ただ、災害時などに浄水が使用できないというような状況が発生したときには、多くの方が井戸水を使用するなどというような可能性があるかと思えます。市内にどのぐらいの井戸水の届出がなされているかということについては確認いたしました。すぐには返答が難しいということでしたので、今現在、井戸水の数がどのぐらいあるかということについては把握できておりませんが、そういったことが起こり得ることを考えますと、PFOS、PFOAの検査を促し、本市としまして助成するなどの取組があってもよいのではないかなと考えております。

質問は以上になります。

#### ○清水委員

おはようございます。それでは1点質問させていただきます。

県道の工事、分かりやすく言うと守田家具前の工事を今されております。もう皆さん御存じのように、日中かなり渋滞になっております。これは県からも、夜間での工事も当初可能であったと思うんですが、今日中の工事に行っているのは予算の兼ね合いかなとは思いますが、このあたりどういう背景で日中の工事をやっているのか、あとは今後の進捗等も含めてお示してください。

#### ○藤井工務課長

委員の質問にお答えいたします。

まず、夜間工事の検討の件につきましてですけど、基本的には夜間工事といたしましては通行止めになる場合、もしくは車両が通行できない場合に対して実施しております。

しかしながら、今回のこの工事場所につきましては、光玖珂線、光柳井線、両方とも交通量のとても多い道路でございますので、今回、その交差点付近の工事ということで、発注時に夜間工事の検討を行わさせていただきました。

結果としましては、管布設の工程は振動と騒音が大きい、近隣住民への影響が大きいと判断し、夜間工事は断念し、現在日中の施工ということで進めているところでございます。

それに伴って日中の規制方法というところにつきましては、県道光玖珂線につきましては、通常時9時から16時の規制をかけ、光柳井線につきましては、8時30分から17時の規制で現在施工を行っているところでございます。

限定的にはなりますけど、通行止めとなる場所については夜間工事を行い、現在施工している箇所につきましては終日規制、24時間規制で行っているところでございます。

この内容を少し詳しく説明いたしますと、通行止めになる場所が、今回、守田家具の

前にありましたが、これにつきましては光柳井線、上下線全てを通行止めにする必要がある工事でした。さすがに日中、全車両を止めてという施工はできませんので、1日ほど夜間工事を施工しております。

また現在行っている終日規制です。この場所には製鉄の工業用水、合同ガスの管、水路、雨水管、水道管、下水道管と埋設物が密集しているところがございます。通常時のように1日で管を布設し、夕方までに開放するということが困難な場所でございます。掘ったままになってしまいますので、現在は終日規制とさせていただきます。

今後の工程につきましては、まず、現在行っております終日規制、この場所につきましては、今週中に終了する予定でございます。その後、残りの管布設につきましては、通常時間内で管を布設し、夕方には開放するという工事を進めていく予定でございます。

年内に管の布設が終了する予定でございます、年明けから管の洗浄・水圧テストを行い、最後に本舗装の工程となります。

舗装につきましては、舗装業者との日程調整がございますが、天候次第もございませうけど、2月中に終了する予定と考えております。

この最後の本舗装の工程につきましては、管の布設ほど振動や騒音が大きくないと考えておりますので、近隣住民の方との御理解を得ながら、夜間工事で舗装のほうは施工できたらなど、現在、調整を進めているところでございます。

以上でございます。

#### ○清水委員

ありがとうございます。近隣の方からも、あそこを通る方は夜間にやってほしいという声が非常に多く聞いたので、ちょっと工程の件を確認させていただきました。

確認で言うと、2月中、舗装の工事に関しては、近隣住民の了承を取りながら夜間するというので伺いましたので、いろいろと渋滞とか考えられて今、工程組まれているというのは分かりましたので、私の質問は以上で大丈夫です。

#### ○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、太陽光発電というものは、温室効果ガスを出さない、再生エネルギーとして注目されていまして、化石燃料を使わず発電できるということから、昨今のような原油価格が高騰している時期には、この太陽光発電の節電効果というものは注目がされているという現状がございます。

こうした状況の中で、現在、光市水道局浄水場内に太陽光発電設備の建設に向けた検討が行われておりますが、現時点における進捗状況のほうをお示しをください。

#### ○中西業務課長

太陽光発電設備の導入に向けた検討状況といった内容についてお答えします。

今年度につきましては、光市水道局におきましての太陽光発電設備の導入の可能性と

いったことにつきまして検討することとして、現在、業務を進めておりますが、これまでは、委員が言われたとおり、林浄水場と本庁舎への設置としまして、その設置場所、あとは容量、規模、あとは各種シミュレーション、こういったものを検証した上で実施設計を行うといったところまで報告させていただいたところでございます。

現時点での、それ以後の検討状況でございますが、林浄水場につきましては屋外の野建て方式、本庁舎につきましては屋根設置といった方向で考えておりまして、それぞれの設備容量は浄水場が350kW、本庁舎が20kWといった容量で、それが一番最も効率的に運用できるというシミュレーション結果が出ましたので、その結果に基づき実施設計を現在行っているところでございます。現在、その設計に向けて今月末までの工期で進めているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

今の御説明の中で、林浄水場内におきましては、屋外で3,500kW、本庁におきましては、間違えました、違っていました。

○委員長

中西課長、もう一度。

○中西業務課長

林浄水場が350kW、本庁舎が20kWでございます。

○小林委員

すみません、理解いたしました。いわゆる今回の検討をされて、より効果があるのがそういう状況だということなので、よく理解ができました。

もう一つで、再質問のところで、例えば、一般的にこの太陽光発電の設備の費用対効果という部分は、売電収入プラス削減できる電気代割る設置費用プラスランニングコストで算出されるというふうに言われておりまして、例えば、本設備の費用対効果を中長期的な観点からお示しをしてください。

○中西業務課長

費用対効果のシミュレーションについてお答えします。

このシミュレーションにつきましては、太陽光発電設備が20年間運用できるといった想定で行いまして、それで検証した結果、おおむね採算ベースに乗るといった結果になりました。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。20年間での中長期的なスパンにおいて、おおむね採算が取れるという

理解ということで理解をいたしました。

例えば、この本設備で捻出した電力の活用方法、この部分について再度お示しをください。

○中西業務課長

この太陽光発電設備を設置する目的といいますのが、昨年度、一昨年度、私ども電気代の高騰で経営が、ちょっと不安定になったところがございます、その電気代の増減を緩和させ、経営の安定化に資するといった大きな目的がございます。

よって、発電した電力につきましては、基本的には自給したいと考えております。ただし、本庁舎につきましては、発電しても電気を使用しない週休日等がありますので、こちらにつきましては効果的に運用するため、売電といったものも考えております。

以上でございます。

○小林委員

活用方法についても理解をいたしました。

私からは、以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

すみません、数点質問させていただけたらと思います。

まず1点目が、今、旧光総合病院の解体工事を進められていると思いますので、その進捗状況と跡地売却に向けて、その後の取組について何かあれば、お知らせをいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

旧光総合病院解体工事の進捗状況について御説明いたします。

解体工事については、11月末現在で、全体の71%の進捗率で、今年度中に全体の93%の工事が完了する予定でございます。現状としましては、上物が大部分撤去され、これからくい引き抜き工事と、女子看護師寮の解体に取り組む予定でございます。

続いて、懸案事項でございますが、解体前の土壌汚染調査において、ヒ素、フッ素が検出され、油汚染も確認されております。ヒ素、フッ素については、詳細な調査の結果、範囲が限定的で、これから土の入替えにより解決が可能です。

油汚染については、建物が、今現状、くいなどがある状況では範囲の特定が困難でございますので、これからくい引き抜き工事を進めながら、汚染範囲を確定させていく予定でございます。

続いて、跡地売却についてですが、趣旨としては、光市の病院跡地を地域の活性化につなげてほしいという委員の趣旨と理解しております。一方で、病院としては、解体工事費に、現在、総額で約9億円発生していることも踏まえて、売却価格の最大化が見込めるよう、入札をまず考えているところですが、立地適正化計画の趣旨を踏まえた、一定の条件を付与した、条件付きの一般競争入札を行いたいと現状考えております。

以上です。

#### ○田中委員

病院解体のほうは、もう建物がほとんど壊されて、今からくい抜きに入られるということなので、油の件もちょっと報告ありましたけど、安全作業で現地しっかり確認しながら適正に対応いただけたらと思います。

跡地についてなんですけど、今、一定の条件をつけてということでもお話ありましたけど、どういった条件を、もしあれば想定されているのかという部分と、とはいえども、あとはもう解体工事の終わりが見えてきている中で、いつ頃までにそういう方針を示されるのかというところがあれば、お知らせいただけたらと思います。

#### ○大濱光総合病院経理担当課長

まず、前提条件として、病院の跡地は第一種住居地域でございますので、その建築条件等を満たすことが大前提ですが、例えば、それに加えて条件を付与するとしたら、全国の事例等を調べた限りでは、活性化用途として、商業施設、スポーツ施設、住宅、術文化施設や公益的施設、そういったものが優先的に考えられるのではないかと考えております。条件の付与の仕方については、これから考えていきたいと考えております。

以上です。

#### ○田中委員

分かりました。立地適正化計画のほうも、今、今年度末に固まるというところがあると思いますので、そのタイミングも見ながら、その後にはなると思うんですけど、方針については、お示しをいただけたらと思いますので、お願いしておきたいと思います。

続いて、次になるんですけど、大和の元看護師寮の跡地についてお尋ねしたいんですけど、今、そのままにずっとなっていると思うんですけど、売却に向けての取組があれば、お知らせをいただけたらと思います。

#### ○中本大和総合病院業務課長

看護師寮につきましては、現在、入居者がおらず、利用がされていない状況でございます。土地を売却するには、建物の解体処分をする必要があると考えております。

建物の過去の取得に当たっては、補助金が財源として充てられております。この建物が建って、処分制限期間を経過していないために、処分する際には1,000万円程度の国庫納付が必要になってまいります。処分制限期間が残り11年から12年ということになっておりますので、この処分制限期間の経過を待って、建物処分や土地売却等の検討を行

いたいと考えております。  
以上でございます。

○田中委員

現状についてよく分かりました。

あと、看護師寮の周りにも土地があると思うんですが、あれについては病院局の持ち物なの。

○中本大和総合病院業務課長

周りの一帯も病院局の土地でございます。

○田中委員

であるならば、看護師寮の跡地については、ちょっと制限がある部分で、補助金の関係があるので、しょうがないかなと思う部分があるんですけど、今、周りに家が建ったりという動きもあるので、周辺の土地においては、場合によっては売れるのではないかなという思いもあるんですけど、例えば、光総合のほうでも、売り地のほうに、看板つけて反響があったりということもあるんですけど、周辺だけでも先行して、買いたい方には売るといような考えはあるのかないのか、お聞かせいただけたらと思います。

○中本大和総合病院業務課長

そういった手法も考えられないことはないんですけども、土地の一部に、そういった、誰も入っていないような建物があるという状況で処分するよりは、それを解体した段階で一体的に処分するほうが売り値も高額になる要素になると思いますし、簡単に調べた限りでは、土地の価格もあまり下がっていないようですので、財産の保有形態として土地というのを持っておく、安全資産として持つておくという考え方もできるのではないかと考えておまして、そういったことを考えると、今は部分的な処分というのは検討もしていないですが、今後、状況が変わりましたら、そういったことの検討の必要はあるのではないかと思います。

以上でございます。

○田中委員

考え方については理解をします。ただ、安全資産ということもあったんですが、管理に、草刈り等もお金がかかるという部分もございますので、看護師寮があれども、買いたいという人がおれば、スリム化していくというのも一つの考えだと思えますし、売ることによって固定費の部分が下がれば、11年、12年、完全に期間まで待つのではなくて、それより数年早くして、その部分のお金を払ってでも解体して、売って、スリム化していくという考えもできるかと思えますので、引き続き、ちょっと周辺の状況も見守りながらお考えいただけたらと思いますので、お願いしておきたいと思えます。

もう2点あるんですけど、次が民間経営になった部分もあるんですが、まほろばの状

況について、職員も派遣しておりますので、今の状況について説明をいただけたらと思います。

○萬治病院局管理部次長

おはようございます。まほろばの状況ですが、我々のほうで経理的なものを見ることはありませんので、そのあたりは分かりませんが、施設のほうで話をするのに、利用者等については民間譲渡した後は順調に増えていると聞いております。

以上です。

○田中委員

順調に増えている、ざくっとされているので、いわゆる入所されている方と通所で使われている数というのが、公設のときも話としてあったので、その辺は数がちゃんと埋まっているから順調に経営されているという理解でいいですか。

○萬治病院局管理部次長

具体的な人数について確認したわけではありません。入所の数も埋まっているか、ということは聞いておりません。

以上です。

○田中委員

民間になるだけでそれだけ変わるんだなというので、改めて驚いているところではあるんですけど、あと職員派遣しているのので、1年という部分ではお聞きしているんですけど、施設、施設というか、経営として人員を、確保はどんどんされているのか、その、というのが、心配しているのは、その1年後にまだ人がいないから、まだ続けて派遣するよというようなおそれもあるのではないかという心配もあるので、職員を充足させていって、1年後には完全に人を派遣しなくて済むようになる体制に向けて進んでいるのかどうかをお聞かせいただけたらと。

○萬治病院局管理部次長

職員数については、民間譲渡後もきちんと確保されていますので、1年以上延びるということはございません。

以上です。

○田中委員

きちんと確保されているというのは、今、加配状況でなっているという理解でいいんですか。

○萬治病院局管理部次長

そのあたりも含めて、必要な人数はそろっているというふうに認識しております。

以上です。

○田中委員

ごめんなさい、ちょっと理解できなかった。要は、病院局から派遣しなくても足りている人数がいるという理解でいいんですか。

○萬治病院局管理部次長

人数は足りていると認識しております。

以上です。

○田中委員

つまり加配しているという理解なの。

○萬治病院局管理部次長

加配しているというところがよく分かりませんが、施設として運営できる人数はきちんとそろえられていると認識しております。

○田中委員

ちょっと聞き方が悪かった。病院局からの派遣がなくても、きちんと運営できるだけの人数をもうそろえられてたという理解でいいんですか。

○萬治病院局管理部次長

職員の派遣が今なくても、運営自体はできる人数はそろえていると認識しております。

○田中委員

ちょっと私が勘違いしてた部分もあるので、整理をまた自分でしてみます。

そしたら、次になるんですが、光の総合病院のほうについてお聞きしたいと思うんですが、紹介受診の重点医療機関になってからの変化についてお聞きできたと思うんですが、目的の中に待ち時間の短縮という効果があるということになっていると思うんですが、現在の患者数、また、待ち時間の短縮については、どれぐらい効果があったのかという部分についてお聞かせいただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

まず、初診時の選定療養費の請求開始後の状況について報告させていただきます。

請求開始後の2月から10月における状況でございますが、初診料の対象となった患者が2,692名で、うち、選定療養費の対象となった患者さんは561名でした。前年の2月から10月の初診患者数3,337名と比較しまして、約20%の減少ということで、予想された30%程度の減少よりも緩やかですが、減少ということになっております。

初診患者を除いた再診の患者数につきましては、同期間において、前年度が4万

5,314名、今年度は4万5,094名ということで、初診時の選定療養費の対象とならない再診患者数についてはわずかな減少になっております。

こういった状況がありまして、待ち時間の短縮なのですが、こちらは、基本的には予約をされるのは再診患者さんということで、再診患者さんの減少がごくわずかで、大きく現時点では減少していないというところではあります。これは、当院の再診患者さんにおける5年以上継続して受診されている患者さんの割合、これが非常に高いというところが影響しておりまして、数年が経過した後には、やはり再診患者数も、初診患者数が20%下がりがちで、それに伴って待ち時間のほうも短縮されるのではないかと考えております。

#### ○田中委員

分かりました。再診については、わずかの減少ということで、あまり待ち時間には影響がないというお話でお聞きしました。

ただ、私、市民からお聞きするのが、待っているときに、何となくいる人数は少ないんですけど、待ち時間は長いというお話を聞くんですけど、何かそれが感覚的なものなのか、事実として数字であるのかどうかというところでちょっと確認をしたいんですけど、何か実際にその待ち時間がどれぐらいあって、診察の科によっても差がどれぐらいあるのかとか、あとアンケートとか取られていると思うんですけど、受診されている方たちの感覚として、どういった待ち時間に対して声があるのか、何かお披露目できるものがあればちょっと教えていただけたらと思います。

#### ○田中光総合病院医事課長

まず、待合の状況なんですけども、こちらは初診患者さんの数、こちらは20%減っておりますので、やはり初診患者さんが予約患者さんの後に診療があるということもありまして、受付をされてから長い期間、待合で待たれていると、そういった患者さんが20%減っておりますので、待合が若干すいてきているというのは、そういうところが影響しておるのかなと思います。

ただ、初診患者さんだけなので、予約全体の待ち時間にあまり反映していないといった、当院の現状を反映しているのかなと思います。

それぞれの診療科での待ち時間なんですけども、循環器内科のほうで約1時間20分、内分泌内科で1時間30分、消化器内科1時間10分、外科で1時間10分、整形外科1時間20分、泌尿器科45分、眼科1時間5分といったのが、大体の平均値となっております。

#### ○田中委員

今、お聞きして、再診とかだと予約制だと思うんですけど、初診は予約の後になるという部分では理解したんですけど、待ち時間、1時間を超えるような待ち時間になっているんですけど、例えば、予約時間を工夫をして、それが30分以内に収まるような時間設定に改善するとか、そういうことは単純に見ると思ってしまうんですけど、できないものなんです。

○田中光総合病院医事課長

今、当院において、待ち時間が問題になっておる診療科につきましては、当院の医師数で確保できる外来時間の時間内で診療可能な患者数に対して、診察を希望される患者様の数が圧倒的に多く、超過しているという現状があります。

こういった現状を解消するには、市内の医療機関への逆紹介、こういった形で、患者数自体の減少がないと、なかなか予約時間の30分遅れで診察をするといった状況に持っていくのは困難なんですけども、患者さんの中にやはり複数診療科を受診されている方も多く、逆紹介で他の診療科にというお話を持ち出した場合に、なかなか同意が得られないといったことがありまして、結局、限られた診療時間内にキャパを超えた患者さんがいらっしゃるということで、なかなか待ち時間を思うように調整できないというのが現状です。

○田中委員

今の複数診察される方については、しょうがないかなという部分は感じるんですけど、キャパ超えて、今、受けているから待ち時間も長くなるんだということなんですけど、例えば、これ、患者さんによって待ち時間が違うから何とも言えない部分もあるんですけど、1時間超えて待つのであれば、予約時間を30分ずらしたら30分待ちになるんじゃないかなって単純に思ってしまうんですけど、何かそういう視点はないんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中光総合病院医事課長

予約時間なんですけども、基本的に、午後は入院患者さんの診療なり手術なりといった予定がありますので、午後にまで予約の枠を広げることが今できません。予約の枠を広げられないので、やはり午前中の4時間なら4時間という枠内に患者さん全てを入れざるを得ないと、その枠内に患者さんの予約を取れば、どうしてもその時間よりもオーバーしてしまうということになります。

○田中委員

いや、ちょっと理解できない。午後に予定がある、枠が広げられないから枠の中で見るという、それは変わらない前提だと思うんですよ。その中で、予約時間に来た人を1時間以上待たせて診ているという現状があるので、その割り振りは変わらないと思うんですよ。その枠の中に何ぼ収まるかというの。なので、例えば、9時に来た人を10時過ぎに診るのであれば、この人の予約時間を9時半にしまえば30分待ちぐらいの時間で診れるのではないかなと、枠が決まっている分思うんですけど、そういう考えにはならない……。

○田中光総合病院医事課長

まず1点は、初診患者さんは予約ができないということと、予約の時間をずらすとい

うこととなりますと、だから現状設定している時間よりも、どうしても最終の方に関しては、1時間なり2時間なり遅れた時間で予約を取るような形になります。

現在11時までで予約時間締め切っておるんですけども、それを12時なり1時なりまでに予約時間として設定するということになりまして、そうすると、午後に診療があるのが当たり前という体制になってしまいますので、病院としては、そこは避けたいというところもありまして、11時までの予約の枠の設定で、今現在は対応させていただいています。

○田中委員

すみません、ちょっと長くなる、申し訳ない。後半になれば、ずれ込んでいて遅くなるというのは想定もつくし、初診の方はのけて、いわゆる再診で予約をされている方に対してちょっと質問を今しているところなんですけど、例えば、10時に予約を取って、10時に来られた方は11時過ぎに、結局、診察になるよというのであれば、その10時の設定を10時半にしてしまえば、30分ぐらいの待ち時間で、なると思うんで、そういう発想についてちょっとお聞きできたら。

○田中光総合病院医事課長

そういった観点で予約を取っていきますと、今、11時で予約を取っている方に関しては、12時なりに予約を取らないといけないということになろうかと思うんですよ。1時間遅れを見越した時間に予約を取るということになると、今11時の最終で取っている方に関しては12時で予約を取るようになろうかと思うんですけども、病院としてはやはり午前中の診療なので、12時なり1時なりに予約を取るということにはまだ抵抗があるというところもあります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中光総合病院医事課長

予約枠の調整等で患者さんの体感変わるという御指摘もありましたので、枠の調整についても検討してまいりたいと思います。

○田中委員

分かりました。現場でいろんなことがあっての現状だと思いますので、私もその理解が薄い部分で質問しておりますので、またちょっとその辺のお話しもしながら確認もさせていただけたらと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後にもう一点だけお聞きしたいんですけど、再診の数が変わっていないということだったんですけど、今、敷地内に薬局があると思うんですけど、そこへの影響というものはいくらか出ていのかどうかを確認をさせていただきたいと思います。

○田中光総合病院医事課長

敷地内の薬局さんの数字については、持ち合わせてないんですけども、当院が発行しております処方箋の発行枚数では令和5年度の一月平均が3,371、今年度の平均が3,187ということで、再診の患者数があまり減っていないということもありまして、あまり大きな影響は出ていないのかなと思っております。

○田中委員

分かりました。今後、患者数の動向で、ここの経営にも影響を与えていくようになるかもしれないので、引き続き注視をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○萬谷委員

それでは、まず、光総合病院の手前のほうに花壇があるんですけども、その花壇の整備というのは病院局の担当でよろしいですか。ちょっとお聞きします。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院の建物のすぐ南側にある花壇のことで理解していますけど、総務課の管理としております。

以上です。

○萬谷委員

どこの管理というわけじゃない、結構、荒れ果てているというか、枯れた状態でずっと残っているというのを、ちょっとそういう意見を聞きまして、やはり病院という、性格というか、性質から、あんまり枯れたものが置いてあるというか、いうのも、ちょっとよろしくないかなと。で、やっぱり、当然、入院患者の人もそうだし、お見舞いの人もそこをやっぱり見るわけですので、ある程度整備をしてもらったほうがいいなど。

今、浅江コミュニティとか浅江小学校とかが、市民と話した中で、ニジガハマギクを今やってるんと思ったけど、病院に菊は駄目だろうということで、そこはちょっと難しいとは思いますが、近くに浅江小学校もあるので、この子供たちともか、いろんなところで協力仰いで、花壇のこの、汚いならちょっと全部きれいにしといて、とりあえず冬場とかはきれいにしておいて、春とか夏とかはやっぱり花壇がきれいにというところを、ちょっと心がけてほしいなという要望でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、昨日、厚生労働省が発表したということで、都道府県が重点的に医師確保の対策を支援する区域を設定し、その区域に派遣される医師や医療機関への経済的な支援を、2026年度から本格的に始めるというふうな厚生労働省からの発表がありました。

これを見る限り、これは都道府県というので、山口県が医師確保の重点地域を決めていくんだらうなど、これからですよ、だから今からの話なので、そういうふうに僕は受け取ったんですが、今の光市というのは、確かに医師不足というふうにはずっと言われて

いましたけども、山口県全体から見て光市はどうか。

例えば、普通に考えれば、市よりも町のほうが、医師不足が人口割合について少ないのかなというところもあるし、例えば、山陰のほうはもっと厳しいのかなとかいうふうには、ちょっとデータを取っているわけじゃないのでよく分かりませんが、そういうふうに僕らは感じるんですね。だから、そういう意味で、今の光市の山口県における状況とか、ちょっと分かれば教えてもらいたいなと思っています。

#### ○萬治病院局管理部次長

光市そのものというデータを持っておりませんので、山口県保健医療計画の中で、医療圏別の医師数、人口10万人当たりの令和2年度の数字にはなりますが、そこでいいますと、光が入っている周南圏域はちょうど中間ぐらいといいますか、県内でも多いところは、岩国、山口、防府、宇部、小野田、下関あたりが多いと言われております。柳井、長門あたりは少ないと言われております。周南、萩あたりは、医師数については、少数区域でも多数区域のいずれにも該当しない区域ということで、真ん中あたりになるのではないかと考えております。

以上です。

#### ○萬谷委員

了解しました。これ、光市が明らかに少なく、例えば、単純な話をしますと、いろいろ重点区域になれば、医師の手当の増額とかをいろいろ補助するとかいうふうには、詳しく書いてあるんですけども、そういうことが光市で行われればいいかなと思うんですが、ほかの地域が重点区域になるということは、そちらに重点的に医師が派遣されるようになって、より光市に重点的に来ないんじゃないか。今の話を聞くと、周南圏域で中ぐらいのところにおるということは、ちょっと回りづらくなって、指定されづらいんじゃないかなというのは、ちょっと、今、思っているんですけど、その辺で、やはりこれ以上ほかのところに、回されるという言い方は失礼かもしれませんが、あまりいい情報ではないのかなと僕の中では思っていますので、ぜひ医師確保に向けて、これは2026年度にというふうに言ってますので、多分、来年度1年間、県のほうはいろいろ考えて策定していくんだろーとは思いますが、お願い、医師確保、いろんな議員が、僕も議員になってからずっと12年間、いろんな議員が医師確保についていろいろ言ってきましたし、トップセールスという部分もぜひお願いしたいと言ってた議員もいました。

当然、管理者についてもお願いしたいし、もっと言えば、今回、初めて僕より若い市長が誕生いたしましたので、市長のほうにも、そのトップセールスがすぐできるかどうか、市長というのは、最後の最後に出てくるもんだと僕は思っていますので、簡単にぼんぼん行くわけでもないんですが、やっぱりでも、軽いフットワークで、いろんなところを回っていただきたいなと実は思っておりますので、これがまた作成されると、光市がより医師不足になるんじゃないかなという懸念がありましたので、ちょっと言わせていただきました。

以上でございます。

○大田委員

一般質問でもさせてもらったんですが、大和地域の和和病院が地域包括ケアセンターを設立されて、なのでどうなのかと、市と同じじゃないかと言うたの、大体同じような答弁じゃったと思うんですが、和和病院の地域包括ケアセンターとしての役割っちゅうのはどういうなんか、もう一遍教えてもらいたいと思うんですが。

○中本大和総合病院業務課長

和和総合病院の地域包括ケアシステムの中での役割でございますが、地域連携センターの充実強化により、地域の医療機関、保健施設及び行政機関との連携協力の下、地域住民が安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、円滑な地域連携を目指す、これが和和総合病院の役割としていっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

聞くところによると、和和総合病院を退院された方は大体見ておられるようにお聞きしてるんですが、地域包括ケアとなると、大和地域の全体を見ているような感じを、先ほどの一般質問のところでは感じたんですが、そのところはどういうふうになっているんですか。

○中本大和総合病院業務課長

地域包括ケアシステムの中の一部の役割を和和総合病院が担っているということで、大和地区全体の地域包括ケアシステムを担っているということではございません。介護とか医療とか、いろんなケアの方法があると思いますけど、和和総合病院が担っているのは、医療の分野と、その連携ということになります。

以上でございます。

○大田委員

いや、だから、強化プランに書いてあるのは、地域包括ケアマネジメントですかね、あれを担うというふうにうたってあるんですよ。じゃから、当然、和和病院が和和地域をっちゅう、答弁でも同じような答弁でもあったんですが、そのところがどうしても理解できにくい、理解、皆さんが分かるように、もう一遍分けて説明してもらいたいんですが。

○萬治病院局管理部次長

地域包括ケアシステムは、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まい、これが一体的・包括的に提供される地域の支援サービス体制をいいます。これは市が進めているものなので、今、言った、幾つかの要素によって、それぞれが連携しますということですが、和和病院が担う役割は、その全

部とももちろん連携するんですが、医療機関ですので、医療機関として、それぞれ介護であったり、生活支援であったりとも連携して行っていきますよということです。大和総合病院が大和地域の何か担当者として、全体を全部包括していくんだというものは、違うというふうに理解いただきたいと思います。

もちろん、連携しないというわけではなくて、患者さんについては連携しますし、これは大和の患者さんだけじゃなくて、大和地域以外から来られる患者さんの支援もするわけですから、特に大和地域に限って、市の包括支援センターのような役割をするんだということではございません。あくまでも医療機関、大和総合病院としての役割を果たしていくということで理解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○大田委員

言葉ではそういうふうと言われるんですが、この強化プランを見ると、地域包括ケアシステムを大和病院が担っているような書き方になっているんですね。だから、そういうふうと言われるんじゃないら、この書き方を私らは誤解するわけですね。ここにも地域包括システムを置いて、住まい、医療、介護、予防、生活支援の一本化が求められる中、サブアキュートとポストアキュートへの対応や在宅医療の提供など、果たすべき役割を着実に推進していきますというふう書いてあるんですよ。今の答弁とちょっと違うようにも思うんですが。

#### ○萬治病院局管理部次長

これは連携しないとかいうわけではなくて、もちろん連携はしますけれども、立ち位置としては、あくまでも医療機関として支援していくということです。一体的に全てを請け負うんだというのとは違い、あくまでも病院ですから、医療機関としてその必要な連携を取っていきます。その連携を取るといえるのは、いわゆる光市の地域包括ケアシステムの中の一角を担ってやっていきますよということでございます。

以上です。

#### ○大田委員

でも、何遍も聞いても悪いんでしょうが、要するに、この書き方なんです。これは地域包括ケアシステムの、市がやっているのと同じように捉えるんですよ。大和総合病院が担うのは、大和総合病院が担うことのできるような書き方にしてもらうたら、こういうふうな誤解も生まれませんよ。そういうふう思うんですけど、どうですかね。

#### ○萬治病院局管理部次長

我々としても、誤解を生むように書いたというつもりはもちろんないんですが、今後、改訂する機会があれば、表現については検討してみたいと思います。

以上です。

○大田委員

ぜひ、よろしくお願いします。

それと、先ほど同僚議員が言われたんですが、建設した建物の補助金の年数というのは大体何年ですか。目的内で使うの。売却とか。

○中本大和総合病院業務課長

あと残りが11年から12年たつと、処分年限期間が経過するという状況です。

○大田委員

私の記憶では大体35年ぐらいと記憶しちよったんですが、今の言うんじゃないら47年から50年ぐらいたつんですが、今、あそこの建物は、できてからもう35年以上たつちよるはずなんですが。

○中本大和総合病院業務課長

処分年限期間、減価償却と同じような考え方のものなんですが、これは47年となっております。

○大田委員

47年以降たたなくては減価償却できないと、要するに、交付金から全部、目的外使用しようと思うたら戻さんにゃいけんという解釈になるんですが、それでいいんですかね。

○中本大和総合病院業務課長

47年を経過する前に処分する場合は、国への国庫納付が必要となってまいります。

○大田委員

私の記憶違いみたいです。私は大体35年というふうにお聞きしちよったんですが、そうなんですか、47年ね。はい、分かりました。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 3 福祉保健部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第79号 光市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

説 明：温品こども政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第80号 光市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

今、条例改正について説明を聞かせていただきました。この条例改正で、光市には、どのような影響があるのかについてお聞かせいただけたらと思います。

○小熊地域包括担当課長

このたびの条例改正の光市の地域包括支援センターの体制への影響ということのお尋ねだと思います。

先ほど説明したように、このたびの条例改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴うものになりますが、改正内容に対してということでお答えをしますと、まず1点目の職員配置の数について、常勤職員で満たすことができない場合に、非常勤職員を常勤換算することが可能になるものについては、現在、常勤職員で配置人数を満たしておりますことから適用する予定はございません。

2点目のそれぞれのセンターで専門職の配置人数を満たすことができない場合に、複数のセンターを合わせて、全体として専門職の配置基準を満たすことを可能にするものについては、こちらも現在それぞれのセンターにおいて専門職を配置しておりますことから適用する予定はございません。

したがって、現時点において、このたびの改正により現状の運営体制を変えるという状況にはございません。

以上です。

○田中委員

理解しました。ありがとうございました。

○大田委員

光市には、2つの支援センターがあるんですが、ここには3,000人から6,000人未満ごとにセンターを設置するべきと、こういうふう書いてあるんですが、1号被保険者が3,000人から6,000人ということは、それ以上になったらどねえなるんですか。

○小熊地域包括担当課長

それ以上になりますと、その人数に合わせて職員の数を増やすということになります。

○大田委員

今、光市は、それで3,000人から6,000人未満でセンターが2つあると。それに伴って3種類の常勤職員ちゅうのが設置しなくてはいけないように書いてあるんですが、今、非常勤職員との人数を合わせて配置しちよるといふうに答弁があったと思うんですが、そのこのところをもう少し詳しく教えてほしいんですが。

○小熊地域包括担当課長

現状の光市の状況を、人数を併せて御説明をさせていただきます。

東部地域包括支援センターにつきましては、第1号被保険者の数が8,263人と、これが令和6年3月末現在の数となっておりますので、この基準に当てはめました配置人数は4名となります。

西部地域包括支援センターの区域の第1号被保険者の数は9,385人となっておりますことから、配置人数につきましては5人ということになっております。

現在、東部包括支援センターにつきましては、委託センターとして運営をしております。この4人の配置をしております。

それから、西部地域包括支援センターにつきましては、基幹型センターの支所ということになっておりますので、基幹型センターと併せまして、この5人の配置人数を確保している状況となっております。

以上です。

○大田委員

3,000人から6,000人で、今は東部が8,236人、西部が9,385人と。西部のほうは基幹型と一緒にやっておるから5人で賄っているよというふうな、東部は、すみません、ちょっと聞き逃したんですけど、もう一遍お願いします。

○小熊地域包括担当課長

東部につきましては、第1号被保険者の数に当てはめると4人の配置基準となりますので、その人数をクリアしております。

以上です。

○大田委員

今、3,000人から6,000人未満ごとにセンターを設置すべきと、それ以上になったらもう一つのセンターを設置するような答弁があったと私は記憶しているんですが、これは8,236人で、1か所の支援センターで賄っていると、4人になっているからいいよというふうな答弁じゃったと思うんですが、もう1か所設けるべきじゃないんですか。

○小熊地域包括担当課長

この法律に基づく配置基準につきましては、センターの数ではなく、そのセンターに配置すべき人員の数を示したものになりますので、第1号被保険者に合わせた配置人数をクリアしておれば、センターの数に当てはめるものではございません。

以上です。

○大田委員

そうすると、3,000人から6,000人以上でも、極端に言うたら1万人でも人数がそれだけ、そこに一つのセンターに人数を設置しておれば、それで補えるという解釈でよろしいと。

○小熊地域包括担当課長

そのとおりでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第73号 令和6年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

16ページの三島温泉健康交流施設管理運営事業についてお尋ねしたいと思うんですが、先ほど、緊急修繕ということで説明があったんですが、もう少しちょっと詳細を教えてくださいたいという部分で、緊急修繕ということなんで、定期点検のとき等とかにどうだったのかも含めて回答いただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

ゆーぱーく光の定期点検につきましては、日常的にはゆーぱーくの指定管理者である管理者のほうで、毎日、運行前の点検をされています。

今回の修繕につきましては、運行前点検の際に水漏れ等の発生が確認されたことにより対応したものでございます。

定期点検につきましては、指定管理者のみでは対応が難しゅうございますので、専門業者を入れて、法令に定めのあるものについては法令の定めに従って、ないものにつきましても年一度程度機器の点検を行っており、その際には不良が確認をされていなかったというふうに確認をしております。

今回の不具合の詳細につきましては、エコキュートの給湯配管の水漏れ、それから、空調機の不具合、それから、ろ過器オーバーフローポンプの水漏れ、それから、補給弁の

不具合、配水槽の電極の誤作動等があったことによる緊急修繕になっております。  
以上です。

○田中委員

たくさんあって、ちょっとびっくりしている部分もあるんですけど、これ営業への影響というのはあるのですか、お休みしないと直せないとか、そういった部分はありますか。

○岡村福祉総務課長

この緊急修繕につきましては、営業終了後に対応したものや、月曜日の定休日に合わせて修理対応を行ったものが主でございます。

○田中委員

理解しました。ありがとうございます。

○大田委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、歳入の8ページ、民生費雑入、下から8行目の3番の諸収入の雑入で、右ページの3番の民生費雑入で2万6,000円の保険介護予防一体実施委託料2万6,000円の雑入が入っているんですが、その説明をすみませんが。（「これは介護でしょう」と呼ぶ者あり）これはここじゃないの。（「介護じゃ」と呼ぶ者あり）福祉のほうじゃないの、違うの。

○委員長

環境市民部、所管外らしいです。（発言する者あり）大田委員、よろしいですか。（発言する者あり）

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第75号 令和6年度光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

(2) その他 (所管事務調査)

①光市自殺対策計画の改定について (案)

説 明：安池健康増進課長

質 疑

○井垣委員

すみません、ただの質問になるかもしれませんが、ゲートキーパーとは何ですか。

○安池健康増進課長

ゲートキーパーというのは、自殺しそうになりそうな方に早く気づいて、それをできるだけ事前に止める門番という意味です。そのゲートキーパー研修を受講することで、そういった心が少し弱っている方に早く気づいて、相談をしていく人を増やすということになっております。

以上です。

○井垣委員

死んでいく領域に入る門に人がいて、そこに門番がいるというイメージですね。分かりました。ここのタイトルが、自殺対策計画という。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○井垣委員

ただいま、光市の自殺対策計画についての改定が行われましたけれども、自殺対策という、数字だけは出てきたので、何かこういう自殺対策というのは、自殺する原因は何かということを書いて、それに自殺しないようにしたらどうしたらいいかということに対策というんだと思うんです。その部分が全然なくて、前年度と同じ比率とか、そういう数字だけの議論じゃなくて、もうちょっと今回はこの中身のところを教えてください、本当に自殺しないような対策をするには、何で自殺するのかという、そこが一番問題になると思うんです。そのお話を聞かせてほしいなというふうに思いました。自分の感想になってしまいましたけど、すみません。

○安池健康増進課長

すみません。今回、もともと光市自殺対策計画というものは、もう策定をしております、その計画の策定の趣旨に、健康を害する人だけではなくて、経済問題や家庭問題、労働問題等、いろいろな複雑な問題が絡み合うことから、そういった専門機関等とも連

携を取って、包括的な支援を行うというふうに明記しております。今回はその計画の延長ということで、改定部分についてだけ説明をさせていただきました。

以上です。

○委員長

井垣委員、よろしいですか。

○井垣委員

分かりました。ありがとうございます。

○新見委員

それでは、ファミリー・サポート・センター事業についてお尋ねいたします。

先日の一般質問で、ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員の対象について、生後3か月から小学校6年生までの範囲の上限を中学3年生まで拡大することを協議しているとの答弁がございました。協力会員の確保のための取組として、PTAやコミュニティ協議会などの会合にお願いに行かれたり、広報紙へ特集記事を掲載されたりと、様々な取組をされていることをお聞きしましたが、やはり今後も会員を確保していくためには、子育て家庭をはじめ若い世代にも事業の認知度を高めていく必要があると考えます。現在、こうした世代をターゲットに予定している取組がございましたら、教えてくださいませんか。

○温品こども政策課長

お尋ねの若い世代に向けた事業の認知度を高めていくための、現在予定している取組でございます。

現在、若い世代をターゲットとした取組といたしましては、光高等学校の演劇部に御協力いただきまして、事業の概要を紹介する動画を作る予定にしております。こういう動画を作りまして、市のホームページや若い世代にとって身近なSNS、この辺を活用して発信してまいりたいと、考えているところです。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。再質問ですけれども、光高校と事業内容を説明するための動画を作られる予定とのこと、事業の周知とともに光市の学生がまちづくりに参加しているとPRするよい取組だと思います。

これで質問ですけれども、PR動画の作成に向けたスケジュールを教えてくださいませんか。

○温品こども政策課長

お尋ねのスケジュールですけれども、具体的には今月から着手する予定としておりまし

て、まず今月中に学生があいば一くに来られて、子育て支援の御質問等をされる中で、ファミリー・サポート・センター事業の内容を御説明する予定としております。撮影に関しては、1月中に撮影に入りまして、その後動画の編集、調整に入りまして、今年度中には完成させたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○新見委員

ありがとうございます。光高の演劇部は全国レベルで頑張っており、よい動画となることを期待しておりますが、せっかく作成されるのであれば、効果的な発信方法としまして、私は作成過程も重ねて発信していくというのがいいのではないかと考えております。いかがでしょうか。

#### ○温品こども政策課長

お尋ねの作成過程の発信についてでございますけども、委員の仰せのとおり、効果的な手法の一つと考えておりますので、作成の過程におきましても、市のインスタグラムなどのSNSなどを通じて撮影風景などを発信しながら、若い世代にとって身近なSNSを活用しながら、効果的な動画の作成、発信になるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○新見委員

ありがとうございます。これから中学生の部活動の地域移行に備えるためにも、協力会員増加の取組を強化していく必要があると考えます。青少年の健全育成、地域の活性化に直結することですので、私も積極的にファミリー・サポート事業について情報発信をしてまいりたいと思います。

以上です。

#### ○井垣委員

ただいま、SNSについて利用して発信というお言葉がありまして、インスタという言葉も出てきましたけども、光市の若者たちがどのようなSNSを使っているかとか、光市の公式のものもあるんですね。そのフォロワーがどのぐらいいるのかとか把握なさっていますか。

#### ○温品こども政策課長

今、SNSのフォロワーの状況を把握しているのかというお尋ねでございますけど、まず、画面上で確認できるものとしてお答えいたしますと、今、光市のインスタグラムは2,000人以上のフォロワーがいると認識しております。それから、SNSの活用状況でございますけども、SNSといいますと、フェイスブックからインスタグラム、様々あるわけでございますけども、基本的にインスタグラムの利用ユーザーは30代以下

がメインでございまして、一方で、フェイスブックとかそういったものはそれより高い世代が利用しているという傾向が全国的な傾向、調査で出ていると認識しております。以上でございます。

○井垣委員

Xなどはどうですか。

○温品こども政策課長

Xについても、そういう若い世代が中心に活用されているというのは認識しておりますが、基本的には、光市は今、公式のXを持っておりませんので、光市が現在持っているSNSの媒体を活用して発信してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○井垣委員

ありがとうございます。では、光市の公式を持っているのはインスタとフェイスブックの2つですね。ありがとうございます。

○松村福祉保健部長

SNSということなので、ユーチューブも公式のものを持っております。以上です。

○井垣委員

ユーチューブの登録者数というのは幾らぐらいなんですか、大体。

○松村福祉保健部長

申し訳ございません。把握いたしておりません。

○清水委員

一般不妊治療費助成事業、そして人工受精費助成事業、受付。これは県の事業になります。そして、不育症治療費補助金交付事業、市の事業としてありますが、これの具体的な内容、この実績は3年、4年、5年と、主要施策、令和5年度決算のものに載っているんですけど、具体的な内容をお示しいただきたいです。お願いします。

○和久こども家庭課長

不妊治療費の助成につきましては、治療内容別に制度があります。実施主体は市と県となっています。

本市におきましては、一般不妊治療費助成事業として、一般不妊治療、人工受精、生殖補助医療に関する治療費の医療保険適用の自己負担分について、所得制限を設けずに、1年度当たり3万円を上限に助成をしております。この助成期間は、通算5年となって

おりまして、3年目以降は医師が必要と判断をしたものに限られます。

県は、一般不妊治療費、人工受精費の助成について、夫婦合算の所得額が730万円未満と所得制限を設けておりますので、基本的には、県の所得制限を超えている方については、本市が不妊治療費の助成を行っております。

もう一点の、不育症治療費についてなんですが、不育症治療費につきましては、光市のほうで1年度当たり1回20万円を上限に助成を行っております。

以上です。

#### ○清水委員

今、御説明いただいたとおり、1年間で3万円が上限で、一般不妊治療費助成事業で、通算5年と。人工受精のところは、県の730万円の所得制限がある。不育症は1回20万円とあります。医療適用分、適用される分ということなんですけど、私も、私ごとですが、人工受精で今子供を授かっているところなんですけど、やっぱり費用がかなり高額にかかります。私自身は、医療保険の適用外のもので全てやったんですけど、そうなるとうっかり二、三百万円ぐらい平均でかかってきます。医療保険適用内のものだけでやっても、病院にもよりますけど、私が通った病院で、大体平均どのぐらいなのかと、その方にもよるので、例えば、体外受精とかだと100万円近く医療適用でもかかると。そうしたときに、もちろん補助がある、県と市であるというのは物すごく助かる場所なんですけど、1年間で3万円というところの金額だけ見ると、やっぱりかなり金額がかかるものに対して、そんなに後押しされないんじゃないかなと思っていまして、だから今後、6年度は分かりませんが、7年度とかでこれから、本市は産婦人科の病院も2つありますし、もっともっと積極的にこのあたり、不妊治療のところをやっていくべきじゃないかなと私は考えているんですが、そのあたりの考え方というのはどういった考え方が今あるんでしょうか。

#### ○和久こども家庭課長

今時点でこの金額を変更するかどうかということについては、お答えは差し控えさせていただきますが、また他市町の状況等、県の方向性等を勘案しながら、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○清水委員

分かりました。もうそうだろうと思うんですけども、ぜひここは手厚く本市のところではやっていっていただいて、どんどん人口減少問題とかの課題解決に向けて取り組んでいっていただきたいと思っておりますので、これは要望とさせていただきます。

以上です。

#### ○田中委員

障害者の就労施設等からの物品等の調達についてお聞きしたいと思います。

令和5年の実績についてまとめていると思いますので、その報告と状況について説明をいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績でございますが、令和5年度の実績につきましては、物品が年間で約11万4,000円、役務のほうが年間で969万1,000円、合計で980万5,959円となっております。前年度に比べましたら350万円程度増加をしております。

以上です。

○田中委員

その内容について、役務のほうが増えているのかなという部分もありますが、こういった要因で増えたかというところは、分かれば少し紹介をいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

福祉総務課で把握している範囲にはなりますけれども、役務の中で、草刈りに対する役務が増加していると認識をしております。

以上です。

○田中委員

分かりました。以前からこの部分で障害者の方たちの活躍の場を増やしてほしいということで、増えるようにということで求めておりますので、方針についても目標額のほうが今上がってきているという部分がございますので、引き続き、そういった障害を持つ方たちが活躍できるように、また、いわゆる工賃のほう上がるように積極的に出していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○新見委員

それでは、質問させていただきます。ヒトパピローマウイルス、HPVワクチンの接種についてお尋ねいたします。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスへの感染が原因で、子宮頸部にがんが生じます。日本産科婦人科医学会によりますと、以前は発症のピークが40代から50歳代でしたが、最近は20歳代から30歳代の若い女性に増えており、30歳代後半がピークとなっております。国内では、毎年約1万人の女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人が死亡しております。また、2000年以降、患者数も死亡率も増加しております。

HPVワクチンは、対応するウイルス型の数で、2価、4価、9価に分かれます。どのワクチンも子宮頸がんの原因の50%から70%を占める16型と18型のウイルスに極めて高い感染予防効果が確認されておりますが、平成25年から接種の積極的勧奨が差し控えられた状況が長く続いておりました。その後、HPVワクチンの有効性と安全性が証明

されたこと、接種体制の整備が行われたことから、令和4年4月から、12歳から16歳の女子に個別に通知してワクチン接種を促していらっしゃるのだと思います。

そこで伺います。令和4年4月から積極的勧奨が再開されたHPVワクチンについて、本市における対応状況を2点伺います。1点、HPVワクチン接種勧奨の現状と課題と、2点目、ワクチン接種率向上のための取組はどのようなことを行っているかをお聞きします。よろしくお願ひします。

#### ○安池健康増進課長

まず1点目、HPVワクチンの接種の現状と課題についてお答えします。

令和5年度決算の附属書類、主要施策の成果についてでも御報告させていただきましたが、12歳になる年度初日から16歳になる年度末日までの女子を対象としました定期接種における接種率は、令和5年度24.4%、令和4年度27.2%、令和3年度18.6%となっています。

また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した女性で、過去ワクチン接種を3回受けていない方に、令和4年度から時限的に、従来の定期予防接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を行っておりますが、令和5年度16.8%、令和4年度26.8%の接種率となっており、定期接種、キャッチアップともに、ほかのA類予防接種の接種率に比べ低い状況となっております。

2点目、接種率向上のための取組についてですが、光市では、中学1年生に対して予診票とパンフレットを郵送して個別勧奨を行っておりますが、キャッチアップが令和7年3月31日で終了することを受けて、令和6年度には高校1年生及びキャッチアップ未接種者に対して、はがきで個別勧奨を行っております。

また、市内15医療機関による接種だけでなく、県医師会との委託契約により、市外の医療機関でも接種ができるようになっておりますし、キャッチアップ対象者は、県外の医療機関で接種を希望された際には、希望される医療機関との個別契約を交わした後、接種をしていただくなど、接種が受けやすい体制を確保しております。

以上です。

#### ○新見委員

ありがとうございます。ワクチン接種について、一度やはり積極的勧奨が差し控えられた状況が長く続いており、その後、今現在、積極的勧奨が再開されたとしても、なかなか接種率が上がってこないという状況はよく分かりました。

そこで再質問なんですけども、HPV予防接種キャッチアップの接種期間が延長されるというふうにお聞きしておりますが、どのように延長されるのかというのを教えていただけますでしょうか。

#### ○安池健康増進課長

キャッチアップとして接種できる期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までと定められておりましたが、ワクチンの供給が限定的となったことなどにより、キャ

ッチアップ接種をしたものの、期間中に3回の接種を完了できないことが見込まれることから、令和7年度に経過措置を設け、3回接種を完了できるようにするとの通知が厚生労働省よりありました。これにより、キャッチアップ接種期間中である令和7年3月31日までに少なくとも1回以上接種をしている者及び定期接種対象年齢から新たに外れる平成20年度生まれの女子、今現在、高校1年生になっております、この方についても、キャッチアップ接種期間中に少なくとも1回以上接種している方は、令和7年度中も公費で接種が受けられることとなっております。

以上です。

#### ○新見委員

ありがとうございました。接種期間の延長がどのように行われるか理解することができました。なかなかワクチン接種というのは個人の判断によりまして、接種率を市の推奨等で上げるといのはなかなか難しいところもあるかと思うのですが、予防できる病気ですので、適切な時期に的確な情報発信を続けてお願いしたいと思います。

以上で終わります。

#### ○小林委員

先ほど同僚議員のほうからファミリー・サポート事業についての質問があったところでございますが、私からもちょっと違う視点で御質問させていただきたいというふうに思います。

12月議会の同僚議員の一般質問において、ファミリー・サポート事業の協力会員を増やすために様々な取組を推進したことによって、新たに15名の登録があったというような答弁がございました。この新たに15名登録があったというところではございますが、この人たちがどのようなツールでこの事業を知ったのか、まずお示しをください。

#### ○温品こども政策課長

お尋ねの今回新規登録いただいた15名の動機というか、登録ツールでございますけれども、広報紙を見て申し込みに来ましたと言われた方が3人いらっしゃいました。それ以外の12人につきましては、基本的には先ほど御案内いただきましたように、小学校、中学校のPTAとか子育てサークル、それから平日の夕方に時間が取れる可能性がある3交代勤務のシフトの事業所などにもお話しに回るなどの取組によって登録に結びついているものと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

状況についてよく理解はできました。もう少しテクニカルな質問をさせていただきますが、今回新たに会員に登録された方々の、例えば男女の内訳とか本業の有無とか、こういう部分について少しお示しをください。

○温品こども政策課長

15人のそうした内訳でございますけれども、15人中13人が女性で、2人が男性でございます。

以上でございます。

○小林委員

男女の内訳の部分はよく理解ができました。なので、その人が実際に日中お仕事をしているかどうかとか、その視点についてもう一度お願いいたします。

○温品こども政策課長

15人のうち12人が日中仕事をしているという状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく理解ができました。やはりいろんなアプローチをすることによって、15名の新規登録者がいたということは、すごく私は評価すべきところだと思っております。

あと、もう少しお話をさせていただきますと、本事業の対象を中学生まで広げていくということも検討されているという答弁がございましたが、対象を広げた場合の課題とか、こういうものがあればまずお示しをください。

○温品こども政策課長

お尋ねの課題につきましては、2点考えておりました、まず1点は、この年齢拡大につきましては、中学校の部活動の地域移行に伴った送迎の補完的なことに対応できるようにというのを念頭に置いております。そうしたことから、何より、平日の夕方の時間帯に御協力が可能な会員さんを増やしていくこと、確保していくことが課題の一つと考えております。それからもう一つが、今後依頼件数が増えてまいりますので、これまで以上に送迎時の事故等のリスクなどへの対応とか整備を今まで以上にしっかりやっていないといけないのではないかと考えており、この2点でございます。

以上でございます。

○小林委員

今回、対象を広げたときに、リスクとして、平日の夕方のところが増やしていかないといけないという部分と、やはり事故のリスクがあるというところが、この部分によく理解ができました。

あと、この事業を地域クラブの送迎に用いること、これを視野に入れているというふうなことがございましたが、この送迎のエリア、例えば市内とか市外とか、こういう部分についてどのようなお考えなのかをお示しください。

○温品こども政策課長

このファミリー・サポート・センター事業につきましては、送迎のエリアについて特段の制限がございませんので、市内、市外にも送迎できるということで、もちろん協力会員さんがオーケーですよということが前提でございますけど、市外への送迎も可能でございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

理解いたしました。これ、最後になるんですが、このファミリー・サポートの事業という部分をより強化なものに補完していくということを考えると、どれくらい的人员、いわゆる適正人員とはどれくらいのことを想定をされているかお示しをください。

#### ○温品こども政策課長

今後の部活動の地域移行への対応等も含めますと、多ければ多いほうがもちろん良いのですが、先ほどお答えいたしましたように、そこに対応していくためには、平日の夕方に対応できる協力会員さんの確保に努めていかなければならないと思っております。今後もそこに焦点を当てて取組を進めていきたいと考えております。また、あくまでもボランティア制度ですので、あまり強制ができないというところもありますので、数というよりはそういうターゲットをしっかりと確保していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

考え方についてよく理解ができました。先ほどの同僚議員の質疑の中でもしっかりと情報の発信の仕方というのを考えていただいて、そこについては今さっき、皆さん、光高のところで連携をしていくということも理解できましたので、ぜひこの制度をいろいろな人に知っていただいて、先ほど皆さん、ターゲットを絞るということもございましたが、ぜひ引き続きの取組のほうをお願いをしておきます。

私からは以上です。

#### ○大田委員

高齢者による買物とか、そういうところがなかなか大変だと。高齢者も若いうちなら免許証を返納してもいいんだと思うんですが、それ以上になるとなかなか動くこともままならないということになると思うんです。

そこで、いろんな政策が出てくるんですけど、そこで以前にもお聞きしたんですが、高齢者によるごみ捨て、ごみをごみステーションに持って行くとか、そこにおいてまた買物に行くとかいうときなんかはいろいろな手助けが必要だろうと思うんですけど、ごみをまたごみステーション、そこへ行くまで大変きつから持って行かれないということになると、そこに、その家にお伺いするような感じで、体の変調なんかを見るような感じで、ごみなんかをごみステーションに持って行くとか、よそに持って行くとかでき

るんじゃないと思うんですが、そのところはどういうふうな考えを持って、今後の政策をおつくりになろうとしているのかをお教え願いたいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

高齢者の、今、いろいろ具体的にも出ました、買物ですとか、ごみ出しのところとか、そういった高齢者世帯に課題があるということは認識はしておるところでございます。その世帯の状況というのもそれぞれございますので、なかなか一概には言えませんが、例えば身体機能が低下した方なんかでいえば、介護認定とか、受けていらっしゃる方であれば、例えば訪問介護の中で買物ですとか、ごみ出しなどの生活援助サービスを受けることができる方もいらっしゃると思いますが、今委員のほうがおっしゃるのは、そういったサービスが多分受けられない方とか、そういった方への対応と。直接的に、今ごみ出しのほうは環境事業課のほうが所管になりますので、我々のほうで何とも言いにくい部分はございますけれども、地域のほうの支援ですとか、御協力もいただきながらやっているところもございますし、こちらで今、ごみ出しに対してピンポイントで、具体的な施策というのは正直持ち合わせていないところがございます。繰り返しになりますが、課題としては認識しておりますので、よその事例等も参考にしながら、本市に合った策がないか、そういうものはこれまでと同様、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

ごみについては環境政策なんかのほうとか言われましたが、それで訪問介護においてはケアマネジャーさんなんかのごみを出すとかいうことも言われましたが、そこで本当にケアマネジャーさんなんかが行かれるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

すみません、多分、ケアマネジャーという表現は私、していなかったと思うんですが、あくまで介護サービスの中で訪問介護を受けられる、要はヘルパーさんからの援助を受けられる方もいらっしゃる。これはもちろん、皆さんが受けられるわけではありませんので、全てそこでカバーができるわけではないんですがというところで、ちょっと前置きで言いました。すみません、表現がまずくて伝わらなかったら申し訳なかったんですが、ケアマネさんはそういった業務に関わることは基本はないというふうに認識しております。

以上でございます。

○大田委員

ヘルパーさんがそんなことまでやってくれるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

その方の状況によって、先ほど言いました生活援助サービスを受けられるケースもあると認識しております。

以上でございます。

○大田委員

もしもヘルパーさんがくれるような介護サービスを受けられる人やったら、またそういうなんがあるかも分かりませんが、独居老人とかおられる場合なんかじゃったら、なかなかそこまでサービスというのか、そこに対する保険サービスというんか、あれなんかも受けていない方なんかも結構おられると思うんです。私は1人で何ぼでもできると思いつつながら、なかなかできない人も結構おられると思うんですが、そねえな場合にごみを出すのが、ごみに関しててもそうですが、もしごみを出さなかったらそこがごみ屋敷になるような可能性もなきにしもあらずなんです。そのところは環境政策ではなくて、保険のほうで、福祉のほうでどうにかならんかなという思いもしたるわけですが、そのところはどういうふうにお考えなのかな。

○藤岡高齢者支援課長

繰り返すとなりますが、今現在、そこに即時に対応できる事業、施策は持ち合わせてはございませんが、当然、研究課題として今後も研究をしていきたいというふうには考えております。

先ほどちょっと委員のほうからありました生活援助サービスを受けられる方、高齢者の独居世帯を取り上げられましたけど、生活援助サービスを受ける前提としては、御家族が同居していらっしゃるれば、当然そこからの支援が得られますので、逆を言えば、多分そういったサービスを受けられるとするならば、恐らく、独居世帯ですとか、高齢者のみの世帯、そこは支援できないということになるろうかと思っておりますので、そこはちょっと補足をさせていただけたらと思っております。繰り返し、御質問に対してのところはすみません、今後も検討していくというところで御回答をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

だから、そういうのを独居老人とか老人の2人だけの世帯なんかに対して、そういうような政策を今後打ち立てられるつもりはあるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

もちろんそういったところ、課題として認識しているというところを冒頭申し上げましたとおり、課題があることは認識していますから、当然そこは改善できるように、本市に合った形で、持続可能性が担保できるような形で、そういった形で事業、施策を展開できたらというふうには考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひともそういうような独居老人とか夫婦、高齢者の家族だけとかいう、家族の助けがないとかいう場合も多々あると思うので、そういうところもぜひ光市として政策的に、具体的に挙げていって、今後そういうようなことも高齢者も続出するような感じでありますから、ぜひとも手助けの政策をよろしくお願ひしたいと思います。

また、市長の所信表明でも言っておられたんですが、「こども家庭センターを中心に、妊娠・出産・子育てが幅広く相談・支援できる体制を強化するなど、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる環境を整備します」というように市長は言っておられるのですが、この政策を具体的にどういうふうに今後やっていこうとされているのかお教えてください。

○和久こども家庭課長

こども家庭センターの体制強化につきましては、まず私たち、対応する職員のスキルアップ、研修受講等でスキルアップを図っていきたいと考えております。また、関係機関とのさらなる連携強化に努めるなどの体制強化についても図っていきたいと考えているところです。

以上です。

○大田委員

スピードアップとか、体制強化とかいうの、それは分かるのですが、いざ子供、以前は祭りなんかに行っても妊婦の人が大抵何人かおってんですよ。今現在は1人か2人おるかおらないかのような感じで、ここは子供を産み育てることがなかなか考えにくいのですが、そねえな政策とかいうのはお持ちではないのですか。

○和久こども家庭課長

子供を産み育てやすい環境をつくっていくというところでよろしいですか。どのような環境整備を考えているかというところであれば、いろんな家庭背景のある方等もいらっしゃると思いますので、基本的には法に基づく事業を本市の実情に合わせて継続して実施、また必要に応じて拡充していくなど、子供に関する関係部署と連携、協力しながら、それぞれの子供や家庭に寄り添って対応していきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

光市として、市長がそういうふうに言っておられるんじやから、光市として体制を強化するなどとかいうふうに言っておられるのですが、全ての子育て家庭が安心して子供を産み育てられる環境というのは、私はちょっと分かりにくいのですが、そのところは、環境の整備というのはどういう政策なのかはよく分からないのですが、そのところを教えてくださいなのですが、そうなる。

○和久こども家庭課長

繰り返しになりますが、今お答えしたように、基本的には法に基づく事業であったり、本市の実情に合わせた事業を実施していきたいと考えております。

○大田委員

光市として独自の政策というのではないと、そうやって断言できるわけですよ。国の政策に基づいてやっていくと。

○和久こども家庭課長

独自の政策を行わないというお答えはしていませんが。

○松村福祉保健部長

当然、光市として独自の事業を取り組んでおられることは委員も御承知のことだと思います。おっぴかい都市宣言の理念に基づきまして、各種施策、当然法に基づく施策も進めておりますけれども、法に基づかない本市独自の施策についても、例えば、乳幼児医療費の子ども医療の助成であったりとか、あとは保育料の無償化、第2子以降の無償化であったりとか、そういったあたりは本市独自の取組として実施しているところでございます。

以上です。

○大田委員

市長がわざわざ所信表明でこういうふうに言うておられるから、これから今後1年か2年後ぐらいには、こういうふうに市長が言うておられる言葉に沿って、福祉部としては子供子育てに対する妊娠・出産・子育てが幅広くというふうには、それで生み育てられる環境の整備をしますというふうに言うておられるから、今後そういうような政策をどういうふうに立っていかれるか、ある程度の考えがあるんじゃないかと思うて、市長がそねえに言うておられるんじゃないかと思っておりますからお聞きするんですが、そのところは、今後は今までのとおりでいきますよという解釈になるんですが。

○松村福祉保健部長

所信表明につきましては、市長が今後4年間で取り組んでいくものを述べられたものと私は認識しております。現時点で、何か具体的な取組について市長から指示があったものではございませんけれども、今後、令和7年度の予算のヒアリングであったりとか、そういった中で市長の思いというものもしっかり聞いて、それを可能な限り具現化していくということは我々で考えていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

せっかくこねえに言うておられるんですから、今までのプラスアルファが当然出てく

るものと思うわけであります。そのところはしっかりとよろしくお願いしたいと思  
います。

#### 4 経済部関係分

##### (1) 付託事件審査

①議案第78号 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第81号 光市鳥獣被害対策実施隊設置条例

説 明：弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○清水委員

おはようございます。まず、捕獲隊から民間の実施隊に移行するという事なんですけど、その経緯についてお示してください。

##### ○弘中有害鳥獣対策担当課長

これまでは、対象鳥獣の捕獲に従事する者は光市有害鳥獣捕獲対策協議会の組織である捕獲隊が担ってきましたが、隊員の高齢化等により年々隊員数が減少しております。継続的に有害鳥獣の捕獲を行うことが困難となっておりますので、捕獲隊員の増員について対策を行ってはきましたが、増員になかなかつなげることができませんでした。そのため、鳥獣被害防止特措法9条の規定に基づきまして、令和7年度以降、民間の捕獲員も加えた新たな実施隊を組織することにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するためでございます。

以上でございます。

##### ○清水委員

分かりました。高齢化とか、とにかく増やしていかなきゃいけないということで、民間の力をということをお聞きしました。分かりました。理解できました。

30ページの捕獲奨励金のところなんですけど、ここに熊が入っていないと思うんですけど、これの理由をお聞かせください。

##### ○弘中有害鳥獣対策担当課長

ツキノワグマの対応についてですが、今回設置する実施隊では対象としておりません。ツキノワグマは、県においてツキノワグマ管理計画が策定されており、捕獲に対する対応は、県と県の猟友会で組織をしておりますクマレンジャー隊が実施することとなっておりますので、捕獲奨励金の対象とはしておりません。

以上でございます。

##### ○清水委員

分かりました。理解できました。

あともう一点、11ページの議案第78号の参考資料のところになります。先ほど説明が

あった、市長の指示により緊急出動した場合の報酬の額、これが緊急出動1回につき5,000円ということなのですが、この金額というのは大体ほかの市町とかを参考にしてというところで決められたということでしょうか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

この緊急出動費の報酬につきましては、県内市町において大体3,000円から8,000円ということとなっており、今までも緊急出動費を出しておりました。その額が5,000円ということで、それを踏襲したものでございます。

以上です。

○清水委員

分かりました。3,000円から8,000円ということで、今までの経緯と合わせてということですが、今後、令和5年度は有害鳥獣被害、豚熱か何かで数がかかなり減っておったと思うんですが、全国的には鹿がものすごい増えておったりとか、いろいろあると思うので、この辺はちょっと随時、この金額のところは妥当なのか、何か安いんじゃないかなという感覚もありますので、もっとこの実施隊員、捕獲隊が集まらない、実施隊に移行するというので、もっともっと人数を増やすというところで、ここの金額とかがっているのはやっぱり、緊急出動もそうですけど、重要になってくるんじゃないかなと思うので、そのあたり随時、調査研究をよろしくお願いします。

以上です。

○井垣委員

今の5,000円の件ですけれども、ほかの県でボランティアでやっている民間の方が、ボランティアだと、やっぱり弾を撃ったりしても、弾もお金がかかって持ち出しになってしまうから、もうやりませんとかいう声を聞いたことがありますけれども、そういう実際の費用というのはどういう感じなんですか。例えば弾を1回パーンと撃ったら幾らとか。高いものなんですか、弾というのは。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

弾には種類がたくさんあり、1発撃てば100円程度から250円程度となっております。光市としては、銃を持っていらっしゃる方というより、わなで捕獲していただくということをメインにしております。銃は危険なものなので、箱わなでやっていただくということになります。今までも捕獲隊員さんにつきまして、銃を持っていらっしゃる方もいますけど、そんなに銃を頻繁に使うことはありません。

以上です。

○井垣委員

ありがとうございます。その仕掛けるわなとかも提供してもらおうんですか。作ってもらうんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

光市におきましては、箱わなが70基ほどあります。捕獲隊員の皆さんも、個人さんで持っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、くくりわなも個人さんで持っていらっしゃいます。光市は、箱わなを捕獲隊員の方に貸し出しをして、頑張っていると思います。

以上でございます。

○井垣委員

よく分かりました。どうもありがとうございました。

○田中委員

何点かお聞きできたらと思うんですけど、まず9ページのところに、市長の指示による緊急出動した場合の報酬ということで今回定めるんですけど、この緊急出動自体がどのような定義というか、どのようなときがあるのかというのを、例があれば併せてお示しいただけたらと思います。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

市長の指示による緊急出動とは、捕獲対象鳥獣により市民に危害が及ぶ切迫した状況が該当しております。現在は捕獲隊が緊急出動を担っておりますが、出動の頻度でいけば年3回程度ぐらいで、今年度につきましては1回出動していただいております。緊急出動は呼び出しから処分までとなりますが、1回の拘束時間は大体2時間程度となっております。

今回、事例として1回あったことについてお話ししますと、道路上でイノシシがはねられ、まだ動き回っているとの通報がありましたので、手負いのイノシシによる二次災害がある可能性があるため、早急に止め刺しが必要と判断したため、捕獲隊へ緊急出動を要請して、処分をしていただきました。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。それと、今回、民間実施隊員を加えるということでお話があるんですけど、結局、今の民間実施隊員が何名ぐらいいらっしゃって、何名ぐらいそこから加入される方がいるのかという部分が教えていただきたいのと、あと、その中で加入する人と、しない人がいると思いますので、その理由についても併せてお聞かせいただけたらと思います。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

今の捕獲隊員の方が実施隊員へということで。（「はい」と呼ぶ者あり）

昨年度行った光地区猟友会の会員のアンケートで、記名があったり、なかったりです

が、その中で記名がありました現捕獲隊員の11名のうち7名程度からは参加希望があるということで、その実施隊に参加しますという理由というのはなかなか書いていただけておりませんが、逆に、希望をもししないとする理由としましては、時間的に余裕がないとか、高齢化ということで、難しいというような回答を頂いております。

以上となります。

○田中委員

あわせて、お聞きできたらと思うんですけど、何名ぐらい加入予定なんですか。この実施隊自体に何人。そもそものところ、すみません。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

アンケートによりますと、30名程度ぐらいは入る意思があるということを確認しております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。まあまあ人数はいらっしゃるんだなということで受けます。

それで、あと30ページ、説明の中にはちょっとなかったんですけど、捕獲奨励金についてちょっとお尋ねできたらと思うんですけど。このイノシシ、ニホンジカのところが1万円って今回なっているんですけど、私、記憶がちょっとあれなんですけど、イノシシとか元は5,000円ぐらいだったような気がするんですけど、この辺についてちょっと説明を頂けたらと思います。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

捕獲奨励金の金額、奨励金自体の金額でいいますと、近隣市町の均衡により5,000円ということにしておりますが、イノシシ、ニホンジカといった大型獣について、捕獲後の処分について非常に困難という話があったため、現在、1頭当たりプラスアルファとして5,000円程度、処分費相当額として1頭当たり5,000円を加算とさせていただいておりますので、1万円といたしました。

以上です。

○田中委員

分かりました。現場の処分に手間がかかっているところを見てあげたということで理解しました。この表のほかの部分は変わらずという理解でいいですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

ほかの部分につきましては変わりません。

○田中委員

分かりました。理解しました。ありがとうございます。

○井垣委員

3日前に室積でキツネが出たそうなんですけども、キツネは入っていないんですね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

キツネは入っておりません。

以上です。

○大田委員

これ、実施隊については市長が任命ということではありますが、この身分はどねえなっちよるんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

身分については非常勤の公務員となります。

以上です。

○大田委員

そうすると、消防団員と同じような身分になるということですね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

はい。一緒と思います。

○大田委員

そうすると、これは年間の支給が消防団員じゃったら、隊員で3万7,500円、鳥獣の実施隊員じゃったら2,000円、また班長が4,000円と、こうなっているんですが、見ても、うんと、こういうふうにクエスチョンマークが出るんですが、そここのところの御理由を御説明ください。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

年額報酬につきましては、農林水産省から出されました鳥獣被害対策実施隊の設置等において、先行事例値として示された額が年額2,000円から6,000円ということになっておりましたので、それを基に今回は算定、設定をいたしました。

以上です。

○大田委員

そうすると消防団員も準公務員、鳥獣の実施隊も準公務員となって、それは消防団員との、農林水産省とあれが違うから、こんなに差額が出たんじゃないかと思うんですが、一応準公務員には間違いはないわけでしょ。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

立場は一緒でございますが、その分、年額というよりも、先ほど説明しましたイノシシとかニホンジカにつきまして現行の5,000円よりも5,000円プラスした形で、捕獲していただいて頑張ってくれた方に対してお金を支払うということで、年額報酬を上げて、何も活動しなくてもお金を払うというよりも、しっかり活動していただいた方のほうにお金を払いたいということで定めております。

以上でございます。

○大田委員

これは実施隊に入っている方が捕獲された場合に払いますと、また、緊急出動されたときに5,000円払いますということでございますが、自衛わなの人なんかは、報奨金ですかね、イノシシが1万円、ニホンザルが3万円と、こう書いてあるんですが、自衛わなの免許を持って、自衛わなでそれにイノシシがかかったときには、以前は捕獲隊じゃなけんにゃ出ませんというふうになっていたんですが、このたびはどねえなんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

奨励金は、捕獲隊や実施隊のように、市からの要請があれば要請場所で重点的に有害鳥獣駆除を行うことから、市民のために活動を行ってもらっています。自衛わな農家の捕獲も有害鳥獣駆除には変わりはありませんが、あくまでも自身のための活動となることから、奨励金の対象とはしておりません。自衛わな農家の方も、自分の農地ではなく、実施隊に加入して地域の地区の駆除に加わっていただければ奨励金の対象になりますので、ぜひ、自衛わな農家というよりも、実施隊に入っていて、地域のために頑張っていたらと思っております。

以上です。

○大田委員

そうすると、自衛わなじゃなくて、全部実施隊に入ってくださいということでございますが、当然、被害が出てくるわけです。だから、仕方なく自衛わなの免許を取って、自衛わなにかけるわけですよ。それが実施隊に入らないから、それはほかの市民の方やない、自分ところでやるから払わないというんじゃない、それは全部市民の、同じことですよ、全部とると。それは、人のところをとると自分のところをとるのでは違うと言われれば、そうかも分かりませんが、でも被害があるから防衛のために免許を取って、そのわなを仕掛けてとるわけですから。そうすると、ほんなら全部やってくださいということになるわけですよ。実施隊の人が、市の全部を、イノシシ被害が出ないように全部やってくださいということになるわけですが、そこんところをもう少し柔軟に考えられないんですかね。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

あくまでも自衛わなは自身のための活動、自分の農地を守ることしかないと思います。私たちは判断しますので、あくまでも個人がやっていることに対して市から奨励金というものは出さない。だから、そういう方も市に対して協力を少しでもしていただくために実施隊に入っていただいて、実施隊に入っていただいたら幾らでも奨励金の対象になりますので、ぜひ、実施隊に入っていただいて、自分の農地プラス他人の農地も守っていただけるようなシステムにしておりますので、ぜひ実施隊のほうに入っていただきたいと思います。

以上です。

#### ○大田委員

実施隊に入りますと、要するに、班長さんないし市のほうから、あれが出たから行ってくださいとかいう要請が来ると思うんですが、そここのところに行かない場合は、極端な言い方をすると、365日お手伝いできなかつたと、自分ところの自衛わなだけでいいよというときになったときには、その年間のとかいうのはお払いにならないということになるんですか。

#### ○弘中有害鳥獣対策担当課長

繰り返しになるとは思うんですが、自衛わなと実施隊は別とっていただきたいと思います。あくまでも自衛は自衛、実施隊員は実施隊員、市からの要請とか、自分の農地以外とかもやっていただける方に限定しておりますので、あくまでも自衛は自衛、それに尽きると思いますので、来年度からの捕獲奨励金も、自衛わなに対しては対象にはなりません。

#### ○西村経済部長

ただいまの説明、補足させていただきたいと思います。これまでの捕獲隊活動というのは、光市を3つに分けて、かなり広域なエリアを担わなければならないという、隊員として重責が伴うような活動でしたが、今回、実施隊を結成するに当たって、当然、人員も増えていきますし、地区をかなり細く小さく細分化して担うような形にしようと思っています。実際に、以前は塩田のコミュニティセンターのほうでも、その地域を、塩田を守るという機運もありました。こうした機運がその他の地域でも醸成されるように、自衛わな農家の人のハードルを下げ、実施隊に加入するような施策を進めるということで、令和7年度から進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

この実施隊に入るのは猟友会に入ってなくちゃ、100%猟友会の会員でなくてはいけないわけですか。

#### ○弘中有害鳥獣対策担当課長

そのとおりです。猟友会の会員でないと駄目です。

○大田委員

猟友会に入らなくても、自分が保険料を払うからちゅう人もいないことはないと思うんですが、そういう人も入りたいという、免許持ちちよるけ入りたいという人は入れないと、今そういうことになるんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

今回、光地区の猟友会に入っていただくことを条件といたしますので、もし免許取得者で光地区の猟友会に入っていない方は、まずは光地区の猟友会に入っていて、それから実施隊員という流れにしております。

以上です。

○大田委員

これ準公務員ということで、いろいろ制限もあるかも分かりませんが、そこによって、実施隊、隊をつくることによって鳥獣被害対策をいろいろ進められるということで、これからも進めていってもらいたいと思うんですが、そういうような矛盾のところも少しありますが、ぜひとも鳥獣被害が出ないような対策を取るのが、まず第一の政策じゃろうと思いますので、よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第84号 光市農業振興拠点施設の指定管理者の指定について

説 明：影土井農林水産課長 ～別紙

質 疑

○井垣委員

里の厨で私が一番大事だと思っているのは観光なんですね。光市内のことだけを考えていたら、例えば10年前、800ぐらいあった、その農産物を持ち込む農家の皆さんたちがですね、里の厨ができた頃、そのときは皆さんすごい活気づいて、ここに持ち込んで、新鮮な野菜を売ってもらって、買ってもらえるというのが大喜びだったと思うんですけども、今や200程度に落ち込んでいると。高齢で亡くなった方もいれば、高齢でもう農業をやめた方もいる。そういう持ち込む農家が少なくなっているわけで、10年前に比べたら、どんどん衰退しているような感じだと思います。やっぱりここを何とかするといったときに、光市内のことばかりを考えていたんじゃ、どんどん小さくなっていく。人口も小さくなっていく、持ち込む農家も小さくなっていくというだけなので、や

っぱり観光というところに大きくシフトしなければいけないと思うんですね。

ですから、ここを扱う業者さんにはそういう視点があるかどうかということ審査の項目に入れてほしいというか、これまでどおりやるんじゃなくて、もっと違うことをやる。全国からここにお客さんが来るように、隣に伊藤公資料館もありますし、ここは全国的に見て観光の目玉になると思っているんですね。ですから、それをおもてなし体制ができるような、めちゃめちゃ可能性があるロケーションなんですね。だから、地元の人が地産地消というだけじゃなくて、全国の人が伊藤公に来て、観光して、それで地元の新鮮な野菜を買って帰るとか、または、そういうハードだけじゃなくて、ソフトの例えば子供連れの人が親子で勉強できるようなワークショップをやるとか、光市内の人向けじゃなくって、全国の人に向けた何かをやるという業者さんに入ってもらいたいと思うんですね。

で、質問ですけども、この審査項目の中で、そういう観光にどのぐらい力を入れてくれるかなというのは何番に入りますか。

#### ○影土井農林水産課長

ただいま、審査項目の中に観光等の視点が入っているか、そうした御質問であったかと思えます。

まず、里の厨の設置、当初の目的ですが、当然ながら農林水産物の加工・販売等を通じて地産地消を促進していく、さらには地域農業やにぎわい、産業の発展、こうした目的をもって設置しているところでございます。

御質問いただきましたように、地域にはやはり伊藤公資料館をはじめ様々な観光施設等がございます。そうした観光の視点も必要な取組としまして、地域とともに実施しているところでございますが、指定管理者の指定に関しましては、まずは本施設を適切に管理運営していただくとの視点から、審査項目からは観光の項目は設けていないところでございます。取組といたしましては、現在も観光の視点も踏まえた事業を実施しており、地域に根づいた施設である必要がありますことから、今後ともしっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○井垣委員

その点よろしく申し上げます。

#### ○田中委員

何点かお聞きできたらと思うんですけど、42ページから指定管理者候補者の申請事業計画の概要ということで載っております。その中で、まず3番目の利用者の施設利用に関する事項のところの中で、意見箱の声等という声があるんですけど、その辺でどういった声があって、どういった対応をされているのかをまずはお聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

意見箱等でどういった意見があったかといった御質問でありました。

例えば、過去3年の状況で申しますと、約30件、年10件程度のこうした意見がありました。内容を申しますと、例えば駐車場が満車になって止めづらいときがあるとか、棚の品物がちょっと見えづらいときがあるといった施設等に関する御意見でありますとか、午前中は野菜等もたくさんあるけど、午後からは物が減っていて、そうした商品に関する御要望でありますとか、また、新鮮な野菜がお買い得でありがたいといった、お褒めの声も頂いているところでございます。

こうした御意見につきましては、内容をしっかりと、スタッフ全員で共有しながら、また、優先順位をつけながら、対応可能なものについては随時対応しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。そしたら、続いて次の4番の組織体制・人員配置という部分で、これ表記は「適正な職員の配置や人員を確保し」ということの実現になっているんですけど、ほかの指定管理の部分とかでいうと、何人か具体的に出ているところもあるので、この表現についてどういうことなのか、ちょっと説明を頂けたらと思います。

○影土井農林水産課長

人員配置等の表記に関する御質問であったかと思えます。

御質問のとおり、他の施設の申請事業計画の概要には、明確に書かれている施設もあるかと思えます。これは表記の仕方になってくるかと思えますが、里の厨から提出された計画には、例えば店長1名をはじめ主任、レジスタッフ、また集荷の担当者など、計14名で事業を進めていくといった内容の申請を頂いておまして、このあたりが表記されていなかったということで、そのあたりの人員配置は頂いているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。申請の中で表記があるということで、そこで適正な職員の配置を確認して担保しているということです。これ、今その申請の人数については変わりなく、前回と同じ人数なんですか。

○影土井農林水産課長

今現在も14名体制で実施しておまして、今後も同様に14名で取り組んでいくと、こうした形で申請いただいているところでございます。

○田中委員

分かりました。体制については変わらずということで理解をいたしました。

次に、(7)、次のページになるんですね、これ自主事業の実施に関する事項ということでありまして。それで、配点が8点しかないんですが、8点満点を取られているので、この内容についてお聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

自主事業に関する御質問でございますが、今現在も実施している事業ではあります、消費者が購入した商品等を発送するなど、そうした際の宅配便、これを店舗において取り次いでいく、いわゆる宅配便の取次ぎ事業を現在、1件ほど自主事業として実施しているところでございます。こうした取組が消費者の利便性、施設の売上げの向上にもしっかりと寄与しておりまして、こうした内容でもありますことから、審査員の方からは満点の得票を頂いたものと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。宅配便の取次ぎを行っている、私も知らなかった。もっと発信していただけたらいいなという部分と、1点だけ取り組まれていて満点というの、ちょっとというような感じはしますし、あと同僚委員が先ほど言われた観光の視点という部分で、運営側がそういった観光の視点での自主事業の提案とかあるのかなと思って、今、聞かせていただいた。なかったということで理解しました。今後、そういったことも考えていただけたらと思います。

あと最後にちょっとお聞きしたいんですけど、この概要ということで、今の審査項目の中から外れている部分があります。その中で点数の部分、配点でも気になった、配点というか、評価の部分で気になったのが、経営基盤等が72点の満点の中で46点で、63%の点数で、この中でも低い点数になっております。なので、その辺の評価の内容と、あと収支計画に関する事項のほうは割と点数が高いことになっておりますので、現在の経営状況、そして今後に向けてどういったことを提案されたのか、お聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

経営基盤に関しまして、里の厨事業協同組合におきましては、現在、他の金融機関等からの融資等に頼ることなく、組合員の出資や販売に係る部分での手数料など、こうしたところで収入を確保しながら、しっかりと運営しているところでございます。そうした里の厨事業協同組合が事業を営む上での事業収入のみで成り立っていると、そうした組織でもありますことから、一企業体として見た場合、その経営基盤は若干弱々しく映るところもあったものと認識しており、こうした側面が若干低い得点票率につながったものと分析しているところでございます。

しかしながら、申請者である里の厨事業協同組合は、平成24年度から現在まで、おおむね13年の歳月の中で、様々な経営の経験を生かしながら、創意工夫をもって事業の実績を積み上げてきております。毎年2億5,000万円前後の売上げも継続しており、本年

も8か月程度経過をしているところですが、三、四年前の時期と比べると、上昇傾向にもあると分析いたしております。こうしたところから、引き続き里の厨事業協同組合に本施設の運営について指定していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今、説明を聞かせていただいて、経営基盤のことにつきましては、この里の厨だけの運営を任されて、運営を任されるというか、運営しか行っていない里の厨事業協同組合なので、ほかに複合的な事業を持っているわけではないので、こういう配点になった、評価になったということで理解をさせていただきました。なかなか厳しい採点をされているんだなということで理解させていただきました。

以上になります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第73号 令和6年度光市一般会計補正予算（第5号）

説 明：佐々木経済部次長兼商工振興課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

まず、20ページの、先ほど、農地保全管理事業において、多面のものについて一部農転があったということで御説明を受けたんですが、この農転が何に農転されたのかを説明いただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

多面の農地転用、転用後の用途についてのお尋ねでございます。

対象箇所は、自己用の住宅を建築するために転用がなされたものでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。自己用の住宅ということで、ソーラーとか、いわゆる資材置場ではないということでお聞きしましたので、安心しました。ありがとうございます。

それと、あと22ページについてなんですが、移住定住の促進事業の部分について何点かお聞きできたらと思います。

まず、国庫支出金のほうで199万5,000円とあるんですが、これがどこから幾らなのか、どれに対してなのかを御説明いただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課

歳入のことについて御質問いただきました。

先ほど御説明いたしました2つの補助金につきましては、いずれも国から2分の1、県から4分の1の補助金がありますので、ひかり移住支援補助金260万円に対する国・県からの補助金が195万円、ひかり就職学生支援事業補助金6万円に対する国・県からの補助金が4万5,000円、合わせて199万5,000円となっております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。それで、詳細についてお聞きしたいんですが、光の移住支援補助金が当初よりも増えたということで、260万円の増額になっているんですけど、いいことだなという思いで、どういった方が光市に移住されるのか、内容について少しお聞かせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課

このたびの補正予算に計上させていただいておりますひかり移住支援補助金の申請を予定されている2世帯は、いずれもテレワークでの移住で、子育てをする良い環境を求めて、県が設置する移住相談窓口であります、「やまぐち暮らし東京支援センター」に相談され、本市を知っていただいたという経緯がございます。その後、センターから、本市の「やまぐち暮らしアドバイザー」につないでいただきまして、両者とも実際に来訪されたことで本市を気に入り、移住を決めておられます。

個人情報になりますので、可能な範囲での御紹介になりますけれども、1世帯の方は、室積の穏やかな気候や生活環境が気に入ったということと、希望に合う空き家の物件があったことが決め手となったと伺っております。

また、もう1世帯の方は、また室積なんですけれども、室積という土地が直感的にフィーリングが合うと感じたということと、病院や商業施設といった環境が子育てに必要な条件を満たしていたということから、移住を決断されたと伺っております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ここに多分、外から見て光市の魅力が何なのかという部分のヒントがあると思いますので、ここをしっかりと軸にして外に広げていけたらと思うんですけど、今、東京のセンターのほうからの紹介から来たということなんですけど、制度はそこで知るにしても、これをきっかけに広げていけたらと思っております。

もう一つの光就職学生支援事業補助金ということで、これは新しいものなんですけど、この制度自体はどのようにお知らせするのか、お知らせ方法等についてもお聞かせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課

ひかり就職学生支援事業補助金の周知の方法ですが、本事業は、国・県と連携した取組ということで、まず国においては各大学の事務局へ事業説明や、チラシの配布により、周知を図っていると聞いています。

市としましては、今後、要綱を制定して事業を実施していくこととなりますが、周知については、ホームページへの掲載はもとより、対象となる高校卒業生へのアプローチや、成人式に出席される方へのチラシの配布、公式SNSを活用した親御さんへのアプローチなどがあると思っております。いずれにしても、対象となる学生への直接的なアプローチというのが市としては難しいため、周知については大きな課題であると考えております。

以上です。

○田中委員

分かりました。なかなか難しいだろうなと思いながら、大学に行くときに住民票を移していない子たちも多いとはお聞きしているんですけど、一つできるかなと思えば、住民票を移している子たちが光に戻ってきたときに住民票を移したときに、窓口でこの制度をお知らせできるのかなとか、そういったことぐらいしか今はちょっと思いつかないんですけど、制度を知らずに埋まってしまう子もいるかもしれないので、周知方法については、必ずというか、しっかり届くように取り組んでいただけたらと思いますので、そのことをお願いして、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

○清水委員

何点かお伺いします。農林水産物高付加価値化促進事業についてなんですが、令和5年度実績が1件なんですけど、これの具体的な内容をまず教えてください。

○影土井農林水産課長

農林水産物高付加価値化促進事業における令和5年度の1件の状況でございますが、令和5年度の「光ひまわりプロジェクト」におきまして、秋からそのヒマワリを肥料に用いながら農作物を作られた企業がございまして、ヒマワリ畑から生まれた光のブロッコリー、愛称も「ひまっコリー」と命名して販売されたケースがございました。そのシールの作成に要する費用に本事業を活用いただいた、その1件でございます。

以上でございます。

○清水委員

非常に面白い、いい取組で、こういったものをどんどんこれを、本当に一般質問でも私ちょっと言ったんですけど、農業はもう稼げる農家、農業というのをつくっていきな  
きゃいけない。その取組として非常にいいなど。

ここでちょっともう一点、令和6年度の実績も、今、分かっている範囲でいいので教  
えてください。

○影土井農林水産課長

本年度の現在までの状況でございますが、詳細な回答は差し控えさせていただきますけ  
れども、現在、2件ほど申請をいただいているところでございます。

1件につきましては、市内の伐採した竹、これをパウダー状に発酵して土壌改良剤と  
して販売をしていきたいと、こうした機械設備の導入に対する支援ともう一件が、同じ  
くこれも竹林対策として、伐採した市内の竹を竹チップの肥料としながら、もともとブ  
ルーベリーを生産されている方で、その生産の肥料にしていく上での製品のパッケージ  
デザインの作製の2件でございます。

以上でございます。

○清水委員

はい、ありがとうございます。

今、2件ということで、令和7年度もどんどんこちら、力を入れてPRしていても  
らいたいと思うんですが。

これは、今現在は、こういった開発等のシールの費用だったりとか、そういったとこ  
ろなんですけど、次のステップとしては、やっぱり高付加価値をつけた農産物を売って  
いくという販路のところ、次の課題かなと思うんですが。この高付加価値をつけて、  
その先への考え、今、今後どうしていこうとか、そういうもし今、考えているものがあ  
れば、ぜひお示ししたいです。お願いします。

○影土井農林水産課長

販路拡大に向けた取組ですが、令和5年度に本補助事業の見直しを行い、その目的の  
一つに販路の拡大も視野に見直しを行ってきたところでございます。

こうした6次産業化によって開発された商品が、「里の厨」等に限定されることなく、  
市内外の店舗で広く販売・流通していくことを目指した取組も進めているところでござ  
います。

より多くの消費者の皆さんの目に留めていただき、消費がさらに広がっていく、こ  
うした販路拡大に向けた取組を目指して、本制度をしっかりとPRしてまいりたいと考  
えております。

以上でございます。

○清水委員

ありがとうございます。しっかりと、こちらこの販路の拡大、PRも力を入れていただきたいのと。後はこの高付加価値をつけていくというところが、すごくいい事業だと私は思っているんで、もっともっといろんな農家さんがこれを使って新商品を開発できるように、ぜひ御支援をお願いします。

以上です。

○井垣委員

シティプロモーション課の方がいらっしゃるので、ちょっとお尋ねしたいんですけども、例えば、私、外の人をいろいろ呼んできて公演会をやったりということで、光市を活性化させたいと思っているんですけども、そういういろいろな分野の人がいますよね。それでいろいろな公演会があって、いろんなところがやっていますよね。ポスターが市役所の中にいっぱい貼ってあって。

市独自で市が主催してやるという、例えば、今週のイルカさんのコンサートなんかはそうだと思うんですけども、そういうものもあれば、関連団体がやる公演会のポスターなんかも貼ってありますよね。そういうどこに持っていけばいいかなというところで、久山さんのところに持っていけば、これはここが多分合っていますよとか、これは市だけで取り扱えるとか、そういう受入れ体制はできていますでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

市民の方が何かをされる時、その周知のためのポスターとかそういうものをというお尋ねだと受け止めるんですけど、よろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それをどこに持っていったらいいかというところで。

当課として、その受入れ体制が特にできているというわけではありませんけれども、もしこれをどういうところに持っていったらいいだろうとか、どこに持っていったら貼ってもらえるだろうとか、そういう疑問などがありましたら、当課に来ていただければ、できる限りの支援をしますけれども、そういうことではないですか。

○井垣委員

ええ、そういうことではありません。講演会をどうオーガナイズするかという話です。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

講演会をするのに、どこに支援を求めたらいいかというものであれば……。

○井垣委員

いえ、支援というのではなくて、例えば、例をちょっと。例えば市が主催するでもいいですよね。こういう大物呼んでくるから、市で講演会を開いてもらえませんかという相談は、市がやってくれますよね。市の話ですから。

でも、それ以外に、これは市じゃもう1年間予算を組んでいて、もうスケジュールが決まっているから、でもここの団体に言ったら講演会をやってくれるんじゃないかなとか、例えば商工会議所とか、何かそういう関連団体ですね。その持ってくる人の分野にもよりますよね。ちょっと教育関係なら、じゃあ教育長関係のこういうところで講演会を主催してもらえないんじゃないかなとかね。そういう相談ですね。どこが主催して、どこがオーガナイズしてくれるか。

私は人をこう呼んでこようと思っているんですけど、いろんな分野の人。そのときにその受入れ、そこの窓口を一本化し、私がいっぱい回るんじゃないなくて、いろんなところにそれぞれ行くんじゃないなくて、市で取りまとめて、そういうまとめて市の活性化のために動いていただきたいと思いますと思っているんですけど、そういう仕組みはまだないですか。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

今、言われるような仕組みというのは、申し訳ありませんが、当課ではやっておりません。

ただ、そうは言いましても、恐らくこの分野ではここに言ったらいいのかなというふうな形で動いておられると思うので、それぞれの所管ではもちろんお受けしますし、これがここではなくて、ここではないですかというような紹介や橋渡しはもちろんだの所管でもやっておりますので、気軽に御相談をいただけたらいいのかなと思います。

#### ○井垣委員

はい、ありがとうございます。

何かプロモーションというと、光のいいところをこう発信する。室積もいいねとか、移住してくる人も多いですよとか、そういうこっちからこう出すものにフォーカスしがちなんですけどね。私は逆のアプローチをやりたいと思っています、世界の人を光につなぐということで、いろんな人を呼んでこようと思っています。そのときにやっぱりそっち方向のプロモーションというのもあるわけで。

この前、ニューヨークのグラミーノミネート6回というジャズピアニストを呼んでコンサートをしたんですけども、そのときも、こんな人が光市に来るのかというね、皆さん、何かやっぱりプラウドというか、光に住んでいてよかった。こんな人も来てくれるというね。何かその一人の人が来ることの大きさというのを私はすごく感じたんですよ。テキサスからも来ていますし、この7月に来ています。6月はバンクーバーから来ていますし、北海道旭川から来て、10人程度のこうワークショップとかをやって、そういう外からの人が初めて光市に来て、本当にいいところですねと、もう移住したいぐらいというね。

だから、そういう外から来た人も、すごくこの光の魅力を分かってくれるし、逆にこの光の市民の人も、いや、何かテキサスから来てくれて、何か講演をやるみたいだから面白そうだから行ってみようとかね。何かいきなりもう何か世界につながった気がするというね。そういう一人の人が来てしゃべっただけでこう活気出すというか、もっとやってくださいとすごく私は言われるんですよ。

だから、そういうこの逆のアプローチの体制づくりも、これからは一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○小林委員

それでは、何点か質問のほうをさせていただきます。

今年度より、中小企業を対象としまして、DXへの取りかかりをサポートすることを目的に、DXのファーストステップ支援事業というこういうものがスタートしましたが、現時点における事業の進捗状況という部分をお示しをください。

#### ○佐々木経済部次長

DXファーストステップ支援事業についてお答えいたします。

本市では、今年度からの新たな取組として、デジタル変革の促進と意識の底上げによる地域商工業の育成と、中小企業の持続的発展の促進を目的とするDXファーストステップ支援事業に取り組んでおり、深刻な人材不足などの経営課題に直面する中小企業等に対して、デジタルトランスフォーメーションの知識の習得と取組の促進に向けた支援を進めております。

具体的には、4つの内容の取組を進めております。

1点目は市内中小企業等に対する実態調査の実施、2点目として定期的なDXセミナーの開催、3点目が短期の伴走支援の実施、4点目として成果事例集の作成・公表という取組を軸に、DXへの第一歩の後押しと取組事例の横展開を進めているところでございます。

現時点の進捗状況について4つの取組ごとにお答え申し上げますと、まず市内中小企業等に対する実態調査でございますが、8月から10月にかけて訪問によるヒアリングを基本としたアンケート調査を実施しまして、目標としていた150社を超える市内事業者から、DXへの取組状況や課題などを聞き取っているところでございます。

次に、DXセミナーの開催でございますが、9月20日に、あいぱーく光を会場に、初回となるセミナーの開催と併せて、伴走支援の募集も兼ねた事業説明会を開催いたしまして、20社を超える事業者の皆さんに御参加をいただきました。

また、10月以降につきましては、毎回テーマを変えて、月1回のオンラインセミナーを開催してございまして、DXの具体的な効果やメリットを学ぶ機会を提供してございます。

3点目の短期の伴走支援でございますが、先ほど申し上げました9月の事業説明会以降、伴走支援を希望する事業者の募集を行いまして、5事業者を対象に11月から専門家による支援を実施してございます。

最後に成果事例集の作成につきましては、伴走支援を行う事業者のDXへの取組やその変化、効果などを掲載する予定でございまして、来年3月下旬の完成を見込んでおります。

また、成果発表会も開催する予定としてございまして、実際に伴走支援を受けた事業者がプレゼンターとなって、具体的な取組内容や取組結果などを報告してもらう予定としており、市内事業者間での取組内容の共有と、DXに向けた取組の機運醸成につなげて

まいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく理解ができました。やはり市内中小企業に対する実態調査というそのアンケートをやられて、150社に対してしっかりとアプローチができたというところはすごく評価できる場所ですし、セミナーに関しましても、やっぱりこのオンラインセミナーというところを中心にいろいろやっているということもよく理解ができました。

それでは、少し深掘りさせていただきませんが、この本事業の支援を受ける、いわゆる伴走型の支援を受けるところが5事業者あったというふうに伺いましたが、この企業の職種というところをまずお示しをください。

○佐々木経済部次長

伴走支援の職種ということでございますが、建設業が2件、運送業が1件、それから卸・小売業が2件の、合わせて5件でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。

先ほども少し申し述べましたが、中小企業に対してアンケートをやって、課題を集約したということであるんですが、例えば、この中小企業DXを導入するに当たっての課題、こういうものが明確になってきたのかなというふうに推察をいたしますが、その内容の部分について共有をしてください。

○佐々木経済部次長

DX導入に当たっての課題でございますが、現時点で分かる範囲で調査結果の主な傾向を申し上げますと、まずDXに対する関心度について、全体の約7割の事業者が関心を持っているということが分かりました。

また、関心があるとした事業者において、デジタル活用に向けた課題につきましては、いわゆる導入コスト面が不安だといった課題のほか、活用に向けたツールが分からないというものや、そもそも取組の方法が分からない、それから何が課題か分からないなどといった、事業者自身の現状の課題や解決策が見出せていないというような現状があることが、傾向として見られております。

こうした傾向や、今後詳細に分析を進めていくこととなりますけれども、デジタル変革やビジネスモデル変革への意識の醸成を図るための取組を、どのように進めて成果を引き出していくのかというのを、これからしっかり検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小林委員

課題感というところでいくと、いろいろこう、そもそも課題が分からないというところ

ろがあったりとか、やっぱり導入に対する、コストに対する経済的な負担が高いというところに対しても不安があるということがよく理解ができました。

その上で、やっぱりでも、DXというところは、これをやることによって企業の持続的な成長につながっていくというふうに考えておりますので、先ほどいろいろとこの今後の支援というところも言われていましたが、ぜひそこをお願いをしておきたいというふうに思います。

もう一つだけ。このサービスの事業の一つに、先ほどもありましたが、企業に対する短期的な伴走型支援というふうに挙げられていましたが、どのようなサポートをしているのか、この部分についてお示しをください。

#### ○佐々木経済部次長

伴走支援の内容でございますが、短期間の伴走支援として、DX支援に精通した専門家が4か月間にわたる継続的な支援を行うこととしております。

具体的な流れといたしましては、まず各事業者が抱える課題を抽出いたしますとともに、現状の業務内容や業務フローを可視化することで、その課題を分析して、具体的な取組や目標を定めるDX推進計画の策定を支援いたします。

その後、その計画に基づく取組を支援しながら、取組効果の測定のほか、新たな課題に対するアドバイスを行うこととしております。

4か月という限られた期間ではございますが、この支援によってデジタル技術の活用が事業の効率化や生産性の向上につながることを御認識いただいて、さらにその事業者における新たな価値を創造する、いわゆるビジネスモデル変革に向けて、自立的なデジタルトランスフォーメーションを促すきっかけになればと期待しているところでございます。

以上でございます。

#### ○小林委員

状況についてよく理解ができました。

先ほどの繰り返しになりますが、このDXというところを取り入れていくことによって、やはり業務の効率化というのはすごく進んでいくと思うんですね。そういう視点においても、やはりその会社、会社ごとの課題というのはしっかりと、多分異なると思いますので、そこをしっかりと把握をしていただいて、その状況に応じたその支援というところを引き続きお願いをしておきます。

私からは、以上でございます。

#### ○田中委員

担い手農業支援事業についてお尋ねできたらと思うんですが、2つの補助制度についてお尋ねします。

ビニールハウス等の園芸用施設の設置に対する補助と、農業用機械導入経営規模拡大に対する補助があると思います。その利用状況と補助内容についての根拠についてお聞

かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

地産地消型園芸施設整備事業補助金でございますが、まず農業法人や生産農家さんを対象に園芸用の施設、例えば、ビニールハウス等になりますが、その経費の3分の1を補助するものでございます。

1施設当たり10万円を補助上限としておりますが、「里の厨」への出荷者につきましては15万円が補助上限となっております。

あわせて、農業用機械の購入、経営規模拡大に対する補助でございます。その他、農業用機械の購入支援事業補助金につきましては、認定新規就農者や認定農業者、また一定の規模以上の農業者の方を対象に、1機械当たり税込50万円以上の農業用機械の購入経費の5%を補助する制度でございます。こちらも1機械当たりの15万円を上限額としているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

内容についてはホームページを見てもう知っているのですが、利用状況についてお聞かせをいただけたらと。

○影土井農林水産課長

利用状況でございますが、地産地消推進型園芸施設整備事業補助金につきましては、過去3年間の状況で申しますと、ビニールハウスや高設棚、この設置で計7件ほどございまして、合計が68万1,000円の補助額となっております。

農業用機械の補助につきましては、こちらも過去3年間で申し上げますと、トラクターでありますとかコンバイン等、こうした大型機械の購入について13件ほど、合わせて109万円の補助をしている状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。この補助があるということが、すごいありがたいという声はお聞きしているんですけど。

多分資料があればなんですが、今、3年間での件数と金額を言われたんですけど、今、農業者のほうから、この農地の在り方のときも、ビニールハウスにしても2倍近い値段に、今、高騰しているんだというようなお話もある中で、このいわゆる補助内容についての根拠の部分で、今、この制度でやっているんですけど。

例えば、7件68万円という補助の実績を言われましたけど、この大本の何円、その農業者が購入した部分に対して、これだけの支援なのかというところが出れば、それぞれ。多分資料を持っていらっしやらないとは思いますが、持っていないですね。

○影土井農林水産課長

7件の内訳ということだと思いますが、例えば令和5年度で申し上げますと、ある方のビニールハウスは、27万円程度の経費に対して8万2,000円の補助額で、もう一件が21万4,000円程度の経費に対して、こちらと同じ8万2,000円でありました。

令和4年度も資料がありまして、こちらにも2件ほどありまして、ビニールハウスになりますが、42万7,000円に対して10万円。もう一件は、これはかなり大型になりますが、232万円というビニールハウスに対して補助上限額いっぱいの15万円の状況でございます。以上でございます。

○田中委員

小口に対しては金額的に補助が大きいのかなと思うんですが、大口になってくるとだんだんその補助金額が少ないのかなというような印象を今、受けました。

それで物価高騰とかいろいろある中で、やはり農業者はもう大変な状況が続いております。この方たちがやりたいなと思うときに、例えば農機具のほうも買うにしても、高く買えないからもう農業を諦めようかなとなってしまうと、もう農地が荒れていくことになってしまいますので、利用者の声もしっかり聞きながら、社会情勢を見ながら、農業にやる気のある方たちがしっかり続けてできるように、この制度につきましても拡充をしていただけたらと私は思っておりますので、また、そういった農業者の声を聞いて判断をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点だけ、ごめんなさい。あともう一点が、虹川のライスセンターの売払いについて、今、公募がかかっていると思いますので、その目的と詳細についてお知らせをいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

虹川ライスセンターの売却に向けた取組の状況でございますが、令和6年度予算にも売却に向けた境界確認と不動産の鑑定評価を計上し、事業を進めているところでございます。

本施設につきましては、まずは近隣の住民の皆様や自治会長さんなどに、日々の生活に悪影響を及ぼさないよう条件を付して売却を進めるといった説明をさせていただきながら、現在、事務手続きを進めているところでございます。

こうした過程につきましては、11月25日付けでホームページ等で公表させていただき、12月2日には、希望者の方に現地見学会を開催したところでございます。

そうした中、12月16日までに、入札参加者の受付を行い、12月26日に入札を行うことを公示しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

このライスセンターにつきましては、同僚議員のほうも早目に処分してほしいというふうな声もあったので、進んでいることはいいことだと思います。

それで価格についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、正直すごい安いなという印象を受けたのですが、土地があって古い建物があるという中で、どのようにこの金額を出されたのかというところがお示しいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

金額の積算につきましては、不動産の鑑定評価をしていただいた金額でございます。

この施設自体が相当に耐用年数も過ぎた古い建屋であること、その施設の下には杭も入っており、解体・撤去にも費用もかかるといった状況を考慮され、こうした金額の評価を受けたものと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。何か解体・撤去を考えると、赤字になるんじゃないのかなというように印象を受ける中で、この金額だったんですけど、その不動産鑑定を受ける中で、土地評価と建物評価があってこう解体を考えたときに、何というんですかね、民間で言うたらその解体費用、差し引きして値引きしてとかという感じではなくて、現存であるものの土地と建物の評価をして、その値段で価格設定したという理解でいいんですか。

○影土井農林水産課長

土地自体はそれなりの評価はあるものと思いますが、やはり一般的な用途としまして、倉庫として使われるよりも、建屋を解体しての活用が考慮されたものと考えております。そうした中で、こうした評価になったものと考えておりますが、活用の仕方につきましては落札者に委ねられるところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。市としては、現存のまま使ってほしいよという思いで、この価格設定をしているということで理解させていただきます。

以上です。

○井垣委員

先ほどちょっと言い忘れたことがありまして、久山課長にまたお聞きしたいんですけども、光市を売り込むのに一番やっぱり起爆剤となるのが映画なんですよ。映画の舞台となるということ。そういう誘致はなさっていますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

フィルムコミッションがいろいろなところでやっているのは存じておりますが、光市では今現在やっておりません。

### ○井垣委員

国内では、例えば国内のお客さんを集めるのは、尾道の映画ですごい国内のお客さんが集まって、それで北海道でやったら、海外のお客さんがわあっと北海道にブームで行って、それを見た全国の地方自治体が、うちにも来てくれ、うちにも来てくれと言って、成功例としては、鳥取砂丘を持っている鳥取県ですね。砂丘を舞台に韓国映画をつくって、それがまた当たってという。そういうのを他県のをこう見ながら、何かすごいインパクトあるなと思っているんですね。

結構それで持続するんですね。ざあっと。一度こうわあっとブームになったところに行ったら、その行った人がまた口コミであそこがいいよと言うから、ずっと持続するんですね。一発花火で上げるんじゃなくて。だから結構持続性のある施策だと思うので、そちらのほうも一緒にやっていきたいと思います。

実は、昨日、東京の元NHKのディレクターの方を御案内していたんです。光市内をいろいろ連れて回って、室積はさすがにもうドラマのロケ地にみたいなところですから、ここでちょっと連続ドラマでも撮ろうかと。映画じゃないんですけどね。彼はユーチューブに24話の連続ドラマを東京で撮ってアップしている実績のある人なんですけどね。24話って長いから、3話ぐらいのドラマだったらここですぐできるねとかね。そういう動きもありますので、また御相談に行きますので、よろしくをお願いします。

### ○大田委員

市長の所信表明でも言っておられたんですが、「明日への活力と賑わいを生み出す」で、光駅周辺、虹ヶ浜海岸、岩田駅前、みたらい湾一帯など、それぞれの地域固有のポテンシャルが最大限発揮されるよう、民間活力の導入を想定した新たな賑わいの場づくりに取り組みますというふうにこう書いてあるんですが、これはその下地として市も一応関わって、施行中の施策を持っていかなくてはいけないと思うんですが、市としてはどういうふうな考えをお持ちか、お聞かせください。

### ○佐々木経済部次長

市長の所信表明の内容について御質問いただきました。所信表明の中で、先ほど議員が言われたようなことを申し上げております。

この中で、光駅前周辺と岩田駅前に関しましては、経済部での取組は、商工立地に関するソフト面での取組がメインになろうかと思います。

現在、中小企業を取り巻く環境は、人口減少に起因する消費の低迷のほか、後継者不足の問題など様々な要因により、店舗の撤退に伴う空き店舗の増加など、市内全域において大変厳しい状況に置かれております。

こうしたことから、公平・公正の観点を踏まえながら、空き店舗の再活用に向けた取組や、事業所設置や創業に対して支援制度を設けて、また、要件の緩和など制度拡充を行いながら、民間の主体的な事業活動の進出を促進しようと努めているところでございます。

こうした中、現在、都市政策部において改定作業を進めております立地適正化計画に

において、両駅前を含む地域は都市拠点や地域拠点に位置づけられており、今後は居住を促進する地域に設定されることになると思いますので、こうした状況等も踏まえて、商業のにぎわいの創出に資する民間活力による立地の促進施策について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、虹ヶ浜海岸とみたらい湾一帯におけるにぎわいにつきましては、今、申し上げた商業立地という部分に加えまして、観光資源などの地域固有のポテンシャルを活用した誘客促進という意味合いが含まれていると考えております。

虹ヶ浜海岸におきましては、室積海岸と同様に、かつては夏季の海水浴でにぎわっておりましたが、現在では娯楽の多様化のほか、温暖化による環境変化で夏の暑さは一段と厳しくなったこともありまして、誘客には結びついておりません。

こうしたことから、海水浴のみならず、海岸、松林も本市が誇る魅力の一つでもございますので、癒しと安らぎを体感できる新たな価値の創出ができるような取組について、民間活力を生かしたにぎわいづくりは検討課題であるというふうに考えております。

みたらい湾一帯につきましては、一般質問で市長から答弁があったとおり、地域固有の魅力や資源を生かして、地域が主役となって進めている活動を尊重しながら、これまで以上のにぎわい空間をつくり出すために、行政としてできる側面支援をしていこうとするもので、具体的には、まずは地域の皆様の思いを聞かせていただき、共有することが必要となってくると考えております。

虹ヶ浜、みたらい湾、いずれの地域におきましても、地域固有の魅力を生かして、地域内外からの多くの人が集い、ひいては産業の活性化につながるというにぎわいの循環を目指して、地域の皆様や民間団体と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大田委員

そういうのは、創出的には分かるんですが、例えば、虹ヶ浜、室積なんかも、夏の海水浴は高熱になってからいろいろと言うて、年間を通していろいろ地域の皆様とお話合いをしたいとかいうふうにおっしゃっていましたが、実際に今後、地域の皆様とお話合いをするという場ちゅうのは、どういうふうな感じで設けようとされているのですか。

#### ○佐々木経済部次長

まだその辺りにつきましては、今からの検討課題かなというふうに思っております。以上でございます。

#### ○大田委員

いや、だから私は、ある程度こういうふうに言われて、今でも答弁されたんですが、具体的にこれからこういうふうにしましょうという案を私はお聞きしたかったんですよ。総称的な案というのは、それは分かります。それよりもやっぱり具体性を持って、具体的な施策を持って、こういうふうにしましょうかちゅう案をお聞きしたかったわけなんですよ。

せっかく市長がこういうふうに言われるんだったら、その場において、経済部なら経済部、都市政策部なら都市政策部が、またこういうふうに言っておられるから、経済部としては、これから民間活力を導入するには、こういう案がありますねというふうな感じで言ってほしかったんですが、これはすぐにはなかなか言えませんかも分かりませんが、またこの次に聞きますから、そのときには、ぜひともそういう案が出てくるような施策を練っちゃってください。お願いします。

#### ○井垣委員

虹ヶ浜海岸のことですけれども、にぎわいを創出するのに、一つアイデアがありましてね。神戸港の海のそばに私の友人がアイデアを出して、「BE KOBE」という、人の背の高さよりちょっと低いけど、BE、ちょっと開いてKOBEという、このぐらいの文字の立体的なちょっと厚みがあるようなものを立てたんですね。

「BE KOBE」と、BEとそのKOBEのBを挟んでいる感じで、あんまり意味はないんですけど、「BE KOBE」というのを白い字を立てたんです。そうしたところ、もうインスタでそこを撮りに来る客が激増しましてね。神戸に来たら大体そこを寄る。地元の人も外から観光に来た人もそこを寄るんですよ。

だから、例えば、虹ヶ浜というのを、今、ビーチとか松林というふうに皆さんお思いになるけれども、外から来た人がびっくりするのは、ヤシの木なんですね。すごい高くて、「えー、南国みたい、ここは宮崎か」みたいな、光ってこんな温暖なこういうものの植物が生きているところなんだって。そこはすごいびっくりされるんですよ。

ですから、あそこに何か、「BE ヒカリ」では、ちょっとパクリになるからあれですけども、何か光の何かこう虹ヶ浜でもいいし、光でもいいし、何かこうオブジェというか、文字でもいいし、あれをして、大事なものは、そこに来た人がインスタで大体写真を撮るんですね。だからスマホを置く台が要るんです。

どこの観光地に行ってもあるんですね。白馬の岩岳山の山頂に行ってもブランコがあって、大きなブランコがあって、その前にちゃんとスマホを置く台があって、そこでムービーにして置いておけば、自分がブランコに乗っているのをムービーに撮れるんですね。もう角度も高さも。

だから、そういう虹ヶ浜の駅からずどんと海岸に行ったところに、こう記念碑とかあってヤシの木がありますよね。あの辺をバックに何かオブジェをつくって、スマホの台をこうちょっとつくと。角度と高さを合わせて、もうぽっと置いたらそこがぽっとその人も、人も中心にバックも撮れるようなね。1か所でいいからそういうのを、安いもんだと思うんですけど。ちょっと管轄が違ったらごめんなさいね。そういうちょっとしたことでいいと。何もこうすごい予算を立てて、すごいことをやらなくても、そういうところから始められたらどうかなと。ちょっと提案ですけど。

終わります。

#### ○西村委員

それでは、何点かお伺いをしたいと思うんですが。

移住・定住のことに關してお聞かせいただきたいんですが。現在、本市でも、光市空き家改修等助成事業、こういうものにおいて家財の撤去であったり、処分、改修というものには補助が一定あると。ただ、この要件の中には、市街化調整区域であったり、中山間地域あるいは空き家バンクに登録されている必要があるといった結構限定的な要件が付されているというふうに思います。

近隣の例えば周南市とかでいくと、同じように空き家の改修制度というものはもちろん持っているんですが、そのほかにも、空き家のリフォーム事業補助金という制度を持っていて、この中では、そういった中山間市街化調整区域といった制限がなく、全域が対象になって使えると、こういった制度があります。

今後、先ほど答弁の中にもありましたが、各種、今後予定をされている立地適正化計画の改定案、これによって居住誘導区域が敷かれるというところも見据えて、様々な要件の緩和を行っていくというような趣旨の答弁があったかと思いますが、この居住誘導区域の設定等、この現光市の空き家の改修制度、このあたりの兼ね合いといいますか、そのあたりについては今現在どのように考えておられるか、お願いをいたします。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御案内のように、空き家情報バンクに登録された物件を購入または賃貸借しようとする際の改修などに係る費用の一部を助成する空き家改修等助成事業につきましては、助成対象地域を中山間地域及び市街化調整区域に限定しております。

これは、都市部に比較して人口減少や高齢化、過疎化が著しい地域においては、移住定住の促進や空き家物件の流通が難しいと考えられることから、空き家情報バンクへ登録することのインセンティブとし、地域の活性化を図るとともに、今ある空き家の流通を促進し、地域コミュニティを維持しようとすることを目的としているためです。

委員からは、「現在、都市政策部で改定段階にある立地適正化計画における、居住誘導区域設定の流れを考慮すべきでは」という御提言を頂いたものと思います。人口減少下において利便性が高く、持続可能なまちを実現しようとするこうした流れは、十分認識しておりますが、本制度の趣旨に鑑みて考えていく必要があると考えておりますことから、効果などについて検証するとともに、空き家情報バンク制度の在り方も含めて、総合的に整理していく必要があると考えております。

以上です。

#### ○西村委員

分かりました。今の御説明でいくと、やはり、この制度を設けた趣旨というものに鑑みて検討していく必要があるということで、一定の理解をするところであります。

ただ、近隣の周南市のように制度として別のものを持つという選択肢もある中で、私はこういう既存の制度、財源措置の兼ね合いもあると思いますので、一般財源のですね。既存の制度の見直し、拡充というものを、より。メニューが増えても、なかなか使う人からすると分かりにくい側面というものがあるので、なるべく今の既存のものを有効に活用しながら、おっしゃるように要件の緩和であったり、空き家バンクの登録制度のと

ころとかも含めて、総合的に今後検討をしていただきたいというふうに、これは一つ要望とさせていただきたいと思います。

いずれにしても、市長も含めて、そういったにぎわいを創出するという考えがあるというふうに認識をしておりますので、そのあたりも勘案をしていただきたいというふうに思います。

それから、同じく移住定住の観点で、今現在、光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金というものでは、これは主に企業さんに対して、そして、先ほども補正予算でもありましたが、ひかり移住支援補助金では、どちらかという個人に対して、一定の要件で奨励金や補助金を現状、出しておりますと。

近年では、これ、首都圏だったり、これも要件がいろいろとあると思うんですが、首都圏以外からも移住や企業勤めのテレワーク、そういったものに限らず、個人宅や事業所でも、インターネットの環境の整備というものは間違いなく必須になっていると考えております。

そういった時代的な背景に鑑みてインターネット設備、こういったもののイニシャルコストに対して、狙いを絞って助成すること。こういったものが、個人や事業所にかかわらず、本市を選んでもらうための一つのポイントになるんじゃないかなというふうに考えるところではありますけれども。

先ほども、テレワーカーが2世帯ほど移住してくる予定だというふうなお話もあったところですし、そういったメニューというものをつくること自体は、制度的にまず可能なのかどうかというところは、確認をさせていただきたいと思います。

#### ○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員からは、ひかり移住支援補助金のような国や県と連携した取組だけでなく、本市独自の移住支援制度の創設、メニューの追加といったもののお尋ねを頂いたものと思います。

現在、本市独自の移住支援制度として、ひかりUJIターン滞在費補助金があり、これは、移住を検討されている方が本市への下見ですとか、移住に係る活動のために来訪された際の宿泊費やレンタカー代の一部を助成するものであり、これまでも御利用され移住された方っていうのがいらっしゃいますので、一定の効果があると思います。

御紹介いただいたようなインターネット環境整備といった独自の特徴的な支援制度というものも、本市を移住先として選んでいただくための要素となるものと考えられます。

また、社会全体の課題や、本市が抱える課題の解消につながる特徴的な支援といったものも、効果的と考えますことから、費用対効果を含め、こういったものへの支援が適切なのか、研究してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○西村委員

今の答弁は、制度的にはそういった独自のものをつくることは可能という認識でいいですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

そういった独自の制度を創設するという事は、財源の問題ももちろんありますけれども、可能だというふうに考えます。

○西村委員

制度としてつくる事が可能だという事で、認識をいたしました。

今、御説明いただいたように、本当に独自の制度というものを持つことの必要性というよりも、やはり、今後、強く求められてくることであろうと思います。

先ほどの空き家の改修に関しても、せめて他市と同レベルの水準まで制度の拡充を求め、そして、独自の支援策、せつかく光市という名前もあることですし、光回線の整備に対する補助というの、いろいろ引っかけてできるんじゃないかなというふうに考えるところでございますので。

今後の計画の改定とかそういったタイミングで、また早急な検討をお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

## 5 建設部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第73号 令和6年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：沖本建設部建築担当次長 ～別紙

## 質 疑

○田中委員

1点だけ。24ページの市営住宅の建設事業ということで、移転補償費の件をお聞きしました。当初はアンケートが4件だったものが9件になったっていうことだったんですけど、その増えた要因というか、何かつかんでいるものがあれば教えていただけたらと思います。

あと、また、残りの件数についても教えていただけたらと思います。

○沖本建設部建築担当次長

4世帯から9世帯に増えた理由についてでございます。

昨年度は、建て替えに対する入居者の考えをお聞きするために、アンケート調査を行った結果、他の住宅、市営住宅へ移転を希望する世帯が4世帯でありました。

また、今年度は入居者説明会の後に、建て替えを前提として全入居者56世帯に対して意向調査を行った結果が9世帯となりました。

その結果、建て替えによる移転がより現実的なものとして認識され、他の市営住宅への移転を希望する入居者が増えたのではないかと考えております。

残りの世帯につきましては、今年度中に9世帯、移転が終わりますと47世帯となります。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。ありがとうございます。

○大田委員

道路用地購入費の市道中央町線ということでございましたが、その場所を、ちょっと教えてほしいんですが。

○山口道路河川課長

道路用地を購入する事業の場所について、御説明をいたしたいと思います。

こちらは、市道中央町線でございますが、光警察署から北へ向かう路線でございます。

全体の事業が平成17年から始まっていますが、長尾台団地の入り口である市道中央脇田線との交差点から、北に向かって50m先の地点からさらに北へ上がりまして、県道光柳井線との交差点までの区間を、事業区間として実施しております。

このたびの用地購入の場所につきましては、県道光柳井線との交差点から、およそ100m程度下った地点の用地でございます。

以上でございます。

○大田委員

となると、今、光高校の前を工事していますよね。道路、下へ下がっている。あそこのところですか。今、工事しているところを用地購入したから、工事していると。

○山口道路河川課長

ただいま委員が申されたのは、国道から警察署の前のところのことでしょうか。

○大田委員

いや、長尾台から県道光柳井線に向かったところの工事を、今されているんですよ。光高校の前のところを。あの線じゃないですか、違いますか。ちょっと分からんから、教えてほしいんですよ。

○山口道路河川課長

ただいま申しました市道中央町線につきましては、光警察署のところに国道との交差点がありますが、そこから北に向かって光高校のほうに向かう道路でございます。その先に、県道光柳井線がございますが、その交差点までが、この路線となっております。

○大田委員

となると、光警察署の横のセブンイレブンと光警察署の間をずっと北へ上って、武田の防災センターの信号がありますよね。そこまでのところですか。中央町線。

○山口道路河川課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そこで用地買収、用地を買われたと477万円で。あそこは、たしか片側1車線の2車線で、歩道がついちょっとと思うんですが。買うとなると、どこを買われたんですか。

○秋友監理課長

ただいまの用地買収の場所についてでございますが、県道光柳井線から光警察署に下る市道中央町線になりますが、そのT字交差点から100m程度下った位置になります。この用地買収費として計上させていただいてます。

以上でございます。

○大田委員

前回、県道光柳井線から警察署のほうに下ったところの100mぐらいのところを買われたと。今、そういうような説明じゃったと思うんですが。その、要するに海岸線に向かって左側っていうようなところは、左側は歩道がないから、そこんところを買われたという解釈になるんですが。

○秋友監理課長

再度、用地買収地ということで御質問いただきました今回の用地買収については、今後この補正をもって購入を進めさせていただく形になります。

場所については、国道から光高校に向かい、おおよそなんですが400m程度上った場所で、先ほど委員が言われました、武田薬品さんの防災センターから約50mぐらい下った位置になります。

以上でございます。

○大田委員

あそこは、要するに、武田の防災センターから警察署のほうに向かっていくと、右手のほうはほとんど歩道があって、左手のほうは、それが途中で切れちゃってんですが。そこまで急に買わなくちゃいけないほどの、せっぱ詰まった道路なんですか。

○秋友監理課長

用地購入ということでお話をさせていただきますが、こちらの路線については、平成

17年から計画的に道路拡幅を進めております。

その上で、用地買収ができなかった場所がございますので、未買収地について、このたび用地買収が可能になったことから、用地買収費として計上させていただいたものです。

○大田委員

何mぐらいなんですか。

○秋友監理課長

アバウトな数字になるんですが、約25m程度と考えております。

○大田委員

そうすると、具体的に名前を出してはいけないのかも分かりませんが、日刊新周南の入り口のところから……。

○委員長

大田委員、それは新周南じゃあないです。

○大田委員

ああ、そうか。瀬戸内タイムス。すみません。瀬戸内タイムスの駐車場から下ったところから20mぐらいという解釈でよろしいですか。何平方メートルぐらい買われたんですか。

○秋友監理課長

用地買収場所については、今、委員さんが言われる場所になります。

この用地買収は、今から購入する計画になりますが、用地買収面積はおおよそ130平方メートルになります。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○井垣委員

すみません、所管が違ったらごめんなさい。交差点についている標識のことなんですけれども、国道188号線を走っていると、「戸仲」という標識が2か所あるんですね。

あと、「室積」って書いてある交差点が2か所あるんですよ。全国で同じ名前の地名が書いてある交差点って見たことないんですよ。光に2か所もあるっていう。あれは何か。例えば、片一方が「戸仲」にしたら、もう一個は「戸仲西」にするとかそういう。ちょっとずれても、普通、違う名前にするんですよ。あれはどこに言っていったらいいんでしょうか。こちらじゃ関係ないですか。交差点名のことです。

○山口道路河川課長

国道に掲げられている看板についての御質問でございますけれども、そういった交差点名の看板につきましては、国のほうで設置されておりますので、そちらで確認するようになろうかと思えます。

以上でございます。

○井垣委員

要望として、この「光市のこの看板を直してくれ」っていうのは、市のほうから国に要望できますか。

○山口道路河川課長

要望につきましては、そういった御意見があるということはお伝えしたいと思えます。以上でございます。

○井垣委員

ついでに、文字が全く見えなく、薄くなって見えなくなっているところがあるんですね。例えば「島田市」っていうのはよく見えるんですけども、その1個西側の交差点は、全然薄くて見えなくて。そういう、ちょっと点検してほしいなと思うんですけど。188は、やっぱり目抜き通りなんで、きちっとよく分かるように、要望を出していただけたらありがたいです。

○萬谷委員

それでは、ちょっと瀬戸風線についてお伺いします。

県の説明で、令和12年完成ということで一応、出たんですけども。これに対して、もう工事をするだけということで、ほかの障害とか、例えば、まだ土地の契約が、実は、ここ残っているんですよとか、そういうふうな障害は、もう残っていないという認識でよろしいでしょうか。

○山口道路河川課長

ただいま瀬戸風線の、今後の障害についての御質問でございますけれども。

こちらの障害等につきましては、今後、橋台の本体工事や国道188号を海側へシフトさせる工事、JR山陽本線をまたぐ橋梁など、大規模かつ難易度の高い工事を残しているところではございますが、現時点では、事業用地の買収等が困難で事業の進捗が阻害

されるなど、そういったことが懸念されるような障害はないとのことでございます。  
以上でございます。

#### ○萬谷委員

了解しました。

今回ちょっと初めて言うんですけれども、ちょっとこれ、188号線に合流することになるってということで、ちょっと想像してもらいたいんですが。

朝の7時から8時っていうのが、かなりあそこ、すごく混雑をする。すごい、通勤、通学いろいろあるんでしょうけど混雑をするし、雨が降ればなおさらなんですね。1分ぐらい、とろとろ走って、変な話、もう二、三分止まっている。また1分ぐらい、ばら一と走って、二、三分。そういうところに、この瀬戸風線が合流しなきゃいけないっていう。その時間帯だけなんですけれども、その朝の時間帯っていうのが、すごく合流しづらいだろうなっていうのは、ちょっと思うところがございます。昼間とかは特に、さっさ、さっさ、普通の合流地点のように合流できると思うんですが。

その辺は、朝の時間帯だけでも、信号とまでは言わないんだけど、何か工夫が要るんじゃないかなと。信号も含めて、必要じゃないんかなとと思っているんですが、その辺のお考えは、何か契約の中であるかどうかお聞かせください。

#### ○山口道路河川課長

ただいま、国道との合流部につきまして、委員が申されたのが、オンランプ側、つまり海側の国道の下り車線への合流部であるかと思っておりますけれども、こちらの道路形状等につきましては、通常、道路管理者と県の公安委員会が協議をして、構造等を決められているところでございます。

信号機につきましては、公安委員会で設置が判断されるようになりますが、現時点では、信号機を設置する計画はないとのことでございます。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

了解しました。令和12年ということで、あと5年ちょっとぐらいありますので、いろいろと交通量の調査等もやって。もっと高齢者が来れば、高齢者の合流っていうのはかなり難しくなってくるんじゃないかなと。逆に、結局、瀬戸風線を使わないっていう高齢者も増えてくるかなと、ちょっと思うところもあるので、朝の7時、8時っていうのをちょっと頭に入れておいてもらえればと思っています。

瀬戸風線っていうのは、幹線道路っていうのが、もうその都市に対して動脈だという言い方、私ちょっと、今までも使わせていただいたんですが。動脈っていうことは、どんどん血管が枝分かれして、毛細血管のほうになっていく。つまり、何が言いたいかっていうと、道路っていうのは、もう通るだけじゃなくて、通ることによって、その周辺にいろんな施設が造られていくっていうプラスの材料があるんですね。

ちょっとイメージが分からないので、具体的に言いますと、虹ヶ丘の奥のほうの方々

ってというのは、もう既に高齢者の方は車を運転できなくて、買物難民みたいになっている。よく移動販売車を、「ちょっと持って来てくれ」って言って、もう電話して頼むぐらいなところがいっぱいあるんです。

やはり、でも、瀬戸風線ができることによって、奥のほうにも施設がちょっとでもできれば、市の活性化、まちの活性化って、高齢者の買物難民の解消にもなるなどと思いますし、いろんな意味で、道路ができることによって光市も変わっていくと思いますのでね。

ぜひ、この令和12年っていうところに関しては、県が「県の事業なんで」って言うかもしれませんが、ちょっと遅れることのないように、皆さんもしっかりと毎年のように要望を出して。

それと、「チェックしてくれ」って言ったら失礼なんですけれども、監視をするっていうわけじゃないですけど、いろいろお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

分かりました。信号のほうも、一応、考えちゃってください。

以上です。

#### ○大田委員

市長の所信表明でも言っておられるんですが、「島田川の河川改修やしゅんせつをはじめ、中小河川のしゅんせつを継続実施するなど、豪雨災害に強いまちの構築を進めます」と、こういうふうにも言われているんですが、河川のしゅんせつは地元の声もたくさん、「しゅんせつしてください」というふうにお聞きはしているんですよ。河川に土砂が詰まっているのが、大変、水の流れが悪くなって、氾濫の、オーバーちゅううんですかね、越水するということになっているんですが。

近年、しゅんせつに対してはどのように実施されているのか、教えてほしいんですが。

#### ○山口道路河川課長

ただいま、しゅんせつに関する御質問でございますけれども。

こちらにつきましては、国において、昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急的かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、令和2年度に緊急浚渫推進事業債が創設されております。

そこで、本市において、令和2年度より、この起債の活用により予算を大幅に増額し、しゅんせつ事業に取り組んでいるところでございます。

#### ○大田委員

そういうふうに、国からも「しゅんせつしてください」といって、予算も下りてきているということでしたが。

どのくらい、しゅんせつを実施されているのか。年間でもいいし、1個、今までのでもいいですが、ちょっと教えてほしいんですがね。

○山口道路河川課長

これまで、河川に対するしゅんせつの実施状況ですけれども、令和2年度から令和5年度までの4年間で、11の河川に対して、全体で約9,200m<sup>3</sup>のしゅんせつを実施してきております。

さらに、今年度は6つの河川に対して、既に工事を発注し、現在、しゅんせつ工事を進めている状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

令和2年から令和5年で11件、または6年度は6件をやっておるということでございますが。

今、私が聞いたところで想像するのに、河川の一部をしゅんせつ処理しちよるじゃろうと、私は今、お聞きした中でそう感じたわけなんです。私が思うのには、一部をしゅんせつしたら、すぐ、翌年か翌々年にはまた土砂がたまり、水の流れが悪くなるというふうに感じておるんですよ。

だから、私は1河川、全部、一遍にしゅんせつしたらと思うんですが、そこんところはどういうふうにお考えか、教えてください。

○山口道路河川課長

ただいま、河川を全部一遍に実施してはどうかというお尋ねでございますけれども。

先ほども申しました、令和2年度から開始しております緊急的かつ集中的なしゅんせつにおきまして、これまで下流から上流への一連の実施を念頭に置きながらも、市民の皆様生命や財産に対する直接的な被害の防止や不安を解消させるため、各河川の民家に近い区域や著しく土砂の堆積した区域から、優先的に実施をしてきているところでございます。

その後の豪雨等の状況によっては、河川の湾曲部や堰の付近など、また堆積していく箇所もございますが、各河川の今後の土砂の堆積状況の変化を注視しながら、効果的な実施に努めてまいりたいと考えております。

○大田委員

そういうのをやられるのは、それは分からんでもないんですが、先ほども言いましたが、部分部分でやると、その後すぐ、1年か2年でまた堆積して、草なんか生えて、また、オーバーフロー、越水する可能性が高いから、私は、そういうようにしたらどうかというふうにお願いをしたんですが。できるだけ早く、しゅんせつをお願いしたいと思うんです。

それで、しゅんせつに対して、来年度のしゅんせつはどのぐらい予定をされるか、教えてほしいんですが。

○山口道路河川課長

来年度の予定でございますけれども、現在、地元からの御要望等を踏まえ、職員により現地確認を行いまして、実施予定場所を抽出している段階でございます。

○大田委員

河川のしゅんせつする場所というのは、ある程度、決まりがあるんですか、ないんですか。

○山口道路河川課長

河川しゅんせつを実施する箇所が決まりでございますけれども、こちらにつきましては、市が管理しております普通河川、準用河川等を対象に、しゅんせつを実施しております。

○大田委員

いやいや、それは分かるんです。いや、だから、河川の中に泥がたまって盛土になっておると。その盛土がどのぐらい高くなったか、川幅がどのぐらい狭くなったとかいう基準が何かあるのか、ないのかとお聞きしているんです。

○山口道路河川課長

しゅんせつをする判断の目安といたしましては、河川の断面のおおむね3割程度たまった状況であれば、実施を検討するというふうにしております。

○大田委員

断面の3割程度がたまったら、しゅんせつする基準になると。ということは、ほとんどの河川が……。あ、上のほうがあるから。

水量によって決まるんじゃないかと、河川の幅によって決まるということですね。断面図。それから、幅と深さによって決まるということですか。違うんですかね。

○山口道路河川課長

幅、高さ、それらを含めて、その中の土砂の堆積状況によって判断しております。

○大田委員

それじゃったら、大分、しゅんせつするのを早くしなくちゃいけない場所が随分あると思うんですよ。今後はまた決めて、来年度は決めて、見てからやるということですが。

しゅんせつは、なるだけ早く、素早くやらなくちゃいけないと思うんですよ。それから、すみませんが、手際よく、今後やってもらいたいと思います。頼みます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

## 6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第82号 光市下水道条例の一部を改正する条例

説 明：森下下水道課業務係長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第85号 冠山総合公園の指定管理者の指定について

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑

○井垣委員

細かいことですがすみませんけれども、公募の期間が7月から8月にかけてとありますけれども、日付も、もし分かったら教えていただけますか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公募期間につきましては、令和6年7月25日から8月26日までの約1か月間でございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第73号 令和6年度光市一般会計補正予算（第5号）〔都市政策部所管分〕

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第76号 令和6年度光市下水道事業会計補正予算（第1号）

説明：森下下水道課業務係長 ～別紙

質疑：なし

討論：なし

採決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①光市立地適正化計画（改定案）中間報告

説明：山本都市政策課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質疑

○井垣委員

大まかな質問なんですけれども、基本的な考え方というのを幾つか御紹介していただきましたが、その基本的な考え方は、コンパクトシティを目指して、この便利な機能をコンパクトなエリアに集積させて、人も施設も交通もそこに行けばこう便利になるというものを造りますと。交通も便利になります。にぎわいもできます。病院もありますというそういう基本的な概念だったと思うんですけどね、考え方として。

ということは、その促進施策というか、実際に都市部じゃないから、そこに移りたいという、移住というか、引っ越ししたいという人にとっては、そこを促す、直接こうダイレクトに働きかけるようなものはしないということですか。ただ、ここに住めば便利ですよというものを造りますという感じなんですかね。大枠として捉えると。そこをちょっとお尋ねしたいです。

○山本都市政策課長

居住促進区域を設定し、ここに居住を促進するわけでございます。それについては、計画書の74ページ、ここから述べております。

具体的には、居住の促進の誘導施策ということで、78ページ、ここに基本的な、先ほど御説明しました方針①から②の方針に基づいて、もう少し具体的に、右側、施策をお示ししております。

さらにもう一枚めくっていただきますと、これをもう少し解説する形で、例えば方針①住環境の利便性・快適性の向上ということで、先ほど御説明した施策。それに関する、あくまで事業例ではございますが、現在進めているものや検討を進めているもの。これ

ら居住を促進するための、よくインセンティブという言い方をするんですけど、インセンティブとしてこれらの事業が展開できるように検討と取組を進めていく。そういったことで、次のページからもあるんですけど、5つの方針に沿っていくようになります。

例えば、方針⑤になりますが、82ページをお開き願います。

例えば、方針⑤地域特性を生かした移住・定住の促進として施策がございまして、その下に事業例1と2をお示ししておる中で、例えば事業例1で申しますと、移住者に対する支援体制の構築として、文章を読まさせていただきますが、東京圏から本市に移住した方に対して、補助金の支給による支援を行うほか、対象者を子育て世代に限定することなどをはじめ、居住促進区域への移住に対して効果的な支援策を検討しますと記載しています。

一例を申しますと、居住促進区域内に移住していただいたら、ほかの区域に移住するよりも少し割増しの補助や支援を行ったり、そういったイメージでございます。

以上でございます。

#### ○井垣委員

ありがとうございます。そういう金銭的な補助金というメリットがあるということですね。条件付で。

それでは、三井の山の奥地のほうにお住まいの方で、もう年も取ったし便利なところに引っ越したいとおっしゃっている方がいたんですけども、そこは農業つきじゃないと住めない土地で、農業をやるということでそこを購入されたかな。それでもう農業も疲れているからできないから、とにかく花を植えましようとかね。または細々でも農業をやると。売りに売れなくて引っ越せないと。

農業つきのものって売りにくいらしくて探せないということなんですけど、そういう人をこう促進して、もうこっちに来たいと言っている人なので、そこを促進するような何か施策はございますでしょうか。

#### ○山本都市政策課長

先ほど、補助金といった話をしたと思いますが、これはあくまで検討を進めてまいるということですので、直ちに実施するということではございません。

それと、今、農業に関することを御質問されたと思うんですけど、恐らく農地の転用の関係のことを言われているのかなと思います。その観点でお答えさせていただきますと、農地法をこの計画により緩和する、そういったものは難しくございますので、その辺はまた別のアプローチが必要になろうかと考えております。あくまで居住を促進するための誘導や促進でございますので、その辺は緩やかに、よく誘導という言葉を使わせていただいておりますが、その辺は御理解いただけたらと考えております。

以上でございます。

#### ○井垣委員

ありがとうございます。じゃあ相談には乗っていただけるということで、すぐにはそ

ういう施策はないけれども、緩やかに誘導していただけるということですね。それはそれでいいです。農地法が係っていることということで、ちょっと難しいということですね。

では、市外からでも、市内からでも、その都市部に引っ越して来たいという方に対して、今、こういう空き家がありますよとか、ここだったら住めますよという情報は提供していただけるのでしょうか。

○山本都市政策課長

関係部局と調整を図りながら、居住促進につながるようなことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

何点かお尋ねできたらと思うんですけど。

まず、今回、居住誘導区域、居住促進区域を定めるということで、人口減少社会に向けてどう各町が取り組んでいくかということを示すものだと思っております。

今回、人口分布とか、人口密度について表記があるところが、まず11ページに人口分布についての増減についてですね。現在というか、令和2年ですけど、令和2年と22年にどれぐらい増減率があるよという部分の表記があって、今回55ページに、左上になるんですけど、小さい図にはなりますが、将来の人口密度ということで、2040年の将来推計人口から区分ごとに色が塗られております。

この55ページの色を見ると、いわゆる1ha、40人以下のエリアというものが光市でも増えていくんだなというのが、これで見るとれたんですけど。

この上で、111ページに、開いていただいて、居住促進区域の人口密度ということで載っております。現況値37.14人、1ha当たりとなっている部分を、目標値で30人という部分になっているんですが、これにつきましては、これは全区域の平均値ということで30人を目指すということだと思っております。まずその確認と。

あと、結局その55ページを見ても、各地区ごとで全然人口分布が、分布というか、密度が違うんですね。私は、この各地区ごとの拡大図と現況と目標値というものが必要ではないかと思っているのですが、そのことについてちょっと考えをまずお聞きできたらと思います。

○山本都市政策課長

まず1点目、111ページの⑤の居住促進区域内の人口密度のことだと思えます。

これにつきましては、1枚戻っていただきまして、110ページにも詳しい解説を載せております。居住促進区域内の人口密度ということでございます。

それと2点目、各地区ごとの人口密度はどうかという御質問でございます。

これについては、あくまで居住促進区域内の人口密度ということで、令和22年、長期の目標として、今、30人以上ということで設定させていただいております。各地区の人

口の目標はお示しはいたしておりません。  
以上でございます。

○田中委員

その居住促進地域——地区は、市内に何か所あるのか。

○山本都市政策課長

居住促進区域については57ページ、58ページをお開きください。ここに示しておりますように、居住促進区域は5つの区域といいますか、エリアを設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

それを踏まえて、先ほどお聞きしたのは、5つある部分で、55ページの色塗りを見ても、各エリアごとで人数分布が全然違うので、各地区ごと、その5つの区域ごとに現状と目標値が必要ではないかという思いでお尋ねしたんですが、この5つの平均を30とするということで説明を今、受けたんだと理解するんですけど、そういうことですか。

○山本都市政策課長

そのとおりでございます。この5つの区域内の人口密度が30人以上という目標を設定しております。

○田中委員

分かりました。それで言うならば、この55ページのもので見ると、例えば2040年の人口の赤色とか紫色がついて、いわゆる1ha、40人以上の色がついて、光駅周辺のエリアも入りつつ、いわゆる岩田駅とか市役所周辺というエリアも全部平均になってくると、各特性の部分が分からなくなってくると思うんですね。

だから、極端に言えば、この色のついているとおりの、20人ぐらいしか住んでいないエリアも市内全域を平均してしまえば、30人になっていけば問題ないというような評価になってしまうんですけど、ほかの他市のこういう計画を見ても、各、細かいところまで書いているところもあるかと思うんですけど、この目標設定にした背景というものは何かというのをお示しいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

この目標設定の、ヘクタール当たり30人でございますが、先ほどお聞きいただいた、110ページを、お願いします。

この人口密度については、総合計画で示す人口推計、そして目標値を基に設定をしております。令和22年の人口推計値が3万8,266人というのが表で御確認いただけたと思いますが、これを5%の人口を上乗せするというので、4万197人という数字がござ

います。

これを居住促進区域に集めるということで、5%アップした、22年の人口密度の予測がヘクタール当たり27.64人でございます。それを居住促進区域のエリアを中心に集めて、30人以上にしようということで目標設定を行っております。

以上でございます。

#### ○田中委員

全体については、今の御説明のとおりで分かるんですけど、メッシュで細かい部分分かるので、例えばこの人数に近いところで行う政策と、この人数に離れたところで行う政策で全然変わってくると思うので、その細かいところは、インセンティブをつけた施策とかも今後だという部分もありますので、その辺を意識して、ここには載っていないんですけど、取り組んでいただけたらと思うのがまず1点と。

それとあと、これは国土交通省のほうの、もともとのその立地適正化の中で定めるところの辺とかにもあるんですけど、居住誘導区域内の人口密度を評価指数とする際に、市街化区域の目安である40人——1ha当たり40人ですね。以上の人口密度をメルクマール基準とするというような前提がある中で、今のこの人口減少社会を見たときに、その市内にいる人口を全部集めてもそれが維持できないんだという課題があるから、その設定については見直すべきではないかという、現状に合わせたものが必要だというような協議もされているみたいなんです。

ただ、光市の場合で、2040年の今、人口推計を見させていただいたときに、多分、はざまに今いるんじゃないかと思ったんですね、私は。

今、居住の推進促進地域ではなくて、都市機能誘導区域というものがもう一つあるんですけど、いわゆる2拠点、今、2地区設定している中で、2040年を見たときに、いわゆる光駅周辺についてはまだ40人以上のエリアがあるんですけど、光井の市役所周辺については、黄色の20人から30人未満というような色つきがされているんですけど、人口については少ないんですけど、ここに都市機能誘導のほうに入っちゃうんですけど、いわゆる公共施設、市役所はちょっとあれですけど、福祉とか、高校とか、図書館、文化施設があるからということが理由で、都市機能誘導拠点になっているんですけど。

考えたときに、今、この計画をやって、今から誘導していきますよとなったときに、2040年時点においても、人口が減少しているという現実を見させていただいて、じゃあ人口減少して人が少なくなるところに、今からまだ誘導していくんかという計画を今、ここで定めてしまったら、それが根拠となっているんな今の施設をここで更新するという理由になってしまうんですね。議決する側の判断として。その辺りについてどう考えているのか。

だから、もう定めたときには40人以上のメッシュがあったから、拠点、都市計画マスタープランもそうですけど、定められているからという部分もあるんですけど、ここに必要なものということであるんですけど、2040年で見るとき、人口密度が低いから、例えば極端な話ですよ。人口がないところに立派な公共施設をいっぱい建ててもしょうがないわけじゃないですか。建物って50年もつわけですから。それを思ったときに、人

口減少社会に向けてということで、ちぐはぐになってこないかなど、私はこの資料を見させていただいて思ったんですけど、その辺りについて何か考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

人口密度の関係でございます。

委員さん御紹介のとおり、国では、人口基準密度 1 ha、40人以上が既成市街地というもの示したのもございます。

ただ、居住促進区域と都市機能誘導区域を設定する上でのポイントというのも国が示しているところでございます。

これによりますと、人口の現状と将来の見通しについての分析と重ね合わせ、都市機能、公共交通機能、災害安全性なども踏まえ、区域内外の現在や将来の人口実態に照らし合わせ、現実的な水準であるかなどの実現性を意識して検討することが重要であるというふうな旨のこともございます。

これに照らし合わせたときに、先ほど申し上げましたように、人口密度を1つの目標として、1 ha当たり30人という目標を設定したところでございます。

そして、都市機能誘導区域、一定の区域の中に都市機能の誘導施設を集める。これも居住促進に対するインセンティブになるというふうに考えております。さらにその都市機能誘導区域の周辺に居住促進区域というのを設定しております。

特に都市機能誘導区域の2つの区域、先ほど申し上げました、ページで言うと、57ページでございます。57ページには、光駅周辺と島田市、そして光市役所周辺ということで、居住促進区域を設定しているわけですが、この2つの区域については、都市機能誘導区域も設定しております。この2つの区域については、重点区域ということで、さらに居住を誘導するような誘導施策等も今後検討してまいりたいと考えております。

それで、現実に沿った人口で、光市に合った人口密度、人口の居住の促進を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。居住促進区域において30人にするという部分は、もう本当人口減少の光市のまちのサイズに合わせて下げるといふ部分は、もう致し方ないと思っておりますが。一方で、都市機能誘導エリア、区域という部分については、ちょっと別の考え方があるのかということで御指摘をさせていただきました。

今、現実に沿った政策を打っていくことが大事ということで、まさに言われたとおり、この5つの居住促進区域、そして2つの都市機能誘導区域、それぞれ何をするかということ具体的示して取り組むことが大事だと思いますので、この55ページの地図にしても、私も小っちゃ過ぎて見えないという部分もございまして、何かでこう見えたらいいのかなと思いますし、そこを意識することがやっぱり将来の人口減少に向けて大事で

はないかと思っておりますので、そのことは指摘するとともに、私も今後気をつけて判断していけたらと思っております。

ちょっとここについては多分長くなってしまうので、この程度にさせていただいて、それも含めてちょっと目標値のまとめということで出ております。111ページですかね。

これは2040年の目標値がずっと入っていて、それぞれ出ているんですけど、この現況値と目標値の現実性の部分があってですね。その目標値については平成31年3月にやった部分で、光駅の利用者とか路線バスの部分がそのまま入っているんですけど、実際、その現状に合わせて現実的ではない数字と受け止めてしまうんですけど、今回もう目標値をこれに設定した算出根拠についてお示しをいただけたらと思っております。

#### ○山本都市政策課長

目標値の設定根拠という御質問でございます。

106ページをお願いできますか。評価指標の①ということで、光駅の利用者数を例にとって御説明させていただきます。

4,800人以上という目標値を設定しております。この値でございますが、当初、現計画を策定するとき、下の表に平成29年の数値がございます。2,417人。利用者数につきましては、これを2倍した数字、約4,800人。この水準に戻すという考えの目標値でございます。

この平成29年後にコロナ禍の影響により、ぐっと数字が落ち込んでいるわけですが、平成29年当時に水準に戻していきたいということで長期目標を設定しております。

同様に、路線バスの値、107ページをお開きいただきますと、路線バスの利用者数ということで、平成29年、約63万1,000人という数値、この辺の数値を目標値として設定しております。

以上でございます。

#### ○田中委員

31年3月の時に私もいましたので、その背景は知っているんですけど、それも踏まえてこの5年経った今、今、社会的背景でそのコロナのことも言われたんですけど、減ってきているという現状の中で、どう政策を打ってこの維持に取り組んできたのか。この目標値、市が設定している目標値に向かって努力してきたのか。そして、今、この現況値として当事よりも減ってしまったことに対して、どのように市がこの目標値達成に向けて取り組まれていくのかということについて、少しお披露目をいただけたらと思っております。

#### ○山本都市政策課長

この目標値をどう達成していくかというところでございますが、先ほども御説明いたしました誘導施策というものがございます。今はまだ事業例としてお示しをさせていただいていると御説明させていただきましたが、このような事業の展開を今後検討し、また、取組を進めていく中で、目標値を達成していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

今後についてはそうだと思うんですけど、この5年間の評価を受けて、改定という部分もあると思いますので、今までの評価として何かに取り組んだけど、ここの部分で伸びなかったから、今後こうするというような説明ができればお願いいたします。

○山本都市政策課長

どういった成果が出ているかという御質問でございますが、現在、都市機能誘導区域に設定して計画を公表している中で、届出制度というものもございます。これは、強制や規制ではなく、誘導につながるものと考えております。

この視点で申しますと、市内にある大規模小売店舗などの誘導施設に対して、都市機能誘導区域内の誘導施設の割合ですと、平成31年3月の計画策定時には36.4%、5年経過した令和6年10月末時点では38.9%でございます。これによりますと、都市機能誘導区域内に一定の誘導施設が集まっており、それが一つの効果というふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

今の説明は説明として受けるんですけど、例えばJR光駅の利用者数を増やすためにどのように取り組まれたのかというところが、お披露目できることがあればというお話で、例えば、今、市内の大手企業さんとかいろいろある企業、また学校において公共交通を利用して通学してくださいとか、通勤してくださいという呼びかけを行ったとか、具体的に何かその利用。今、実数はもう出ているので、駅とバスについては。この部分でお尋ねしたつもりなんですけど。お願いいたします。

○山本都市政策課長

例えば、光駅周辺で言えば、今、まさに光駅拠点整備の基本計画の変更といった事業も進めており、さらにそういった取組なども進め、光駅の利便性であったり、バリアフリーの向上に努めるような取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○松並都市政策部長

本市では、令和4年3月に地域公共交通計画を定めております。「人、地域、暮らしをつなぎ、ゆたかな社会へつながる公共交通」という将来像を目指して、3つの目標を掲げて、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

こうした取組をしながら、公共交通サービスの充実に努めているところではございますが、委員御指摘のように、バス事業者の撤退等で状況も変わってきているところではございますが、計画の目標値としては、計画間の整合ということもございまして、目標

値としては踏襲をしているというのが率直なところでございます。

ただ、両計画、地域公共交通計画も目標年次到来を見据えて、次の計画策定に取り組んでいくとか、あるいは、こちらの立地適正化計画につきましても、112ページにお示ししておりますように、5年を1サイクルとして、PDCAサイクルで動的な計画運用を行うといったこともお示しをしておりますので、状況等を確認しながら、その時々々の状況に応じた目標値に見直すということも想定しながら、この計画そのものが長い年月をかけて緩やかに誘導していくという趣旨のものでございますので、そういった観点の下で、様々な施策に関係部局とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○田中委員

長い年月でという部分があるからこそ、その5年のPDCAがとても大事だなと思っております。

これは下がった部分で同じ目標を目指すのであれば、なお力を入れて取り組まないといけない。その5年後の評価というものは、まさにこう厳しく、現実に合わせて検証しないといけないということになるし、この5年間は政策を打っていかないといけないとなりますので、ぜひお願いしたいのと同時に、やはりこれは20年という長期になっていきますので、やっぱり5年ごとぐらいの目標設定が私は必要ではないかと思っておりますので、その辺の検討もいただけたらと思います。

あと細かいところはいろいろあるんですけど、以上で終わります。

#### ○萬谷委員

タクシー券について、まずちょっとお聞きします。

配付されている、いろいろと質問された委員さんもおられたんですが、満足されているかどうか、そういうようなアンケート的な、聞いたことがあるでしょうか。ちょっとお答えください。

#### ○山門公共交通政策課長

こんにちは。アンケートにより直接利用者から確認したことはございませんが、今年度につきましては、昨年度に比べて、高齢者バス・タクシー運賃助成事業の助成券を24枚増加し、48枚にしたこともありまして、申請時には好意的な御意見を伺うことが多い状況でございました。

一方で、年の途中で全てを使用された方からは、もっと枚数を増加してほしいという御意見を伺うこともございました。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

了解しました。増えたので、やっぱり最初は好意的というのものもあるのは当然だなと思いますが、この制度につきましては、これからも継続する予定でございませうでしょうか。

お考えをお聞きします。

○山門公共交通政策課長

この制度をこれからも継続する予定かという御趣旨の御質問だと思います。

これにつきましては、来年度予算に関することでありまして、断定的なことは申し上げられませんが、利用者の皆様からは大変好評をいただいている事業であるため、来年度に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。

それで、前からちょっと思っていたんですけども、例えば、この割引券を使うお客さんに対して、タクシー会社のほうも少し価格を低く設定してはいかがかなと。というか、大変ある意味、たくさん乗るのでということで、運転手不足の解消にもなるかなと思ったり——もうかればですね。もうかれば運転手不足の解消にもなるかなと思っていたんですが、これって何かいろいろと、この手法は法的とか条例的に問題があるものかどうか、ちょっとお聞きかせいただきたい。

○山門公共交通政策課長

少しタクシー運賃の価格を低く設定することはできないかというような趣旨の御質問でございます。

タクシー運賃につきましては、基本的に初乗り運賃と加算運賃というものの合計となりますが、運賃につきましては、各交通事業者が国土交通大臣が指定する運賃の範囲から決定して、国土交通大臣に届け出なければなりませんので、運賃自体を低く設定することは少し困難でございます。

なお、現在、例えば運転免許証を返納された方は、警察署で運転経歴証明書や運転卒業業者サポート手帳の発行を受けて、市内交通事業者のタクシー運転手に提示すると、運賃が10%割引となり、割引された残りの運賃に助成金を適用できる制度となっておりますので、引き続き、こういう制度については利用者の方に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。

その10%割引というのは、タクシー事業者が自主的にやっているという判断でよろしいですか。

○山門公共交通政策課長

そのとおりでございます。

○萬谷委員

私もちょっと該当者じゃないので気づきませんでした。その点、よくやってもらえれば、それプラスでやっぱり安くなるということなので、しっかりと周知のほうはよろしくお願ひしたいと思っております。

今、光市も本当にタクシーを呼んでもなかなか来ないという状況があって、タクシーの不足、運転手が不足しているというのもあるので、その辺を何とかこういうチケットを配付するようなことで解消できないかなという気持ちもありますし、やはりぐるりんバスを含むそのバスとの兼ね合いというのもたくさんあると思いますので、その辺もやっぱり難しいとは思いますが、いろいろこううまくやってもらえればなと思っていますので、これからもお取り組み、よろしくお願ひしたいと思っています。

それともう一点、ちょっとまだあまりいい返事は来ないと思うんですが、光・下松線について何かお聞きしたいんですが、御見解等をお願いします。

○山本都市政策課長

御質問は、光一下松間道路のことだと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

現在、周南都市圏域の沿岸部を連絡する広域的な幹線道路は、御承知のとおり国道188号線のみでございます。

災害や事故の発生時には交通規制あるいは遮断されるなど、市民生活の多大な影響を及ぼしており、これが長期化に及びますと、さらに重大な問題となっております。

こういった非常時においても機能する幹線道路の多重性や代替性の確保は、周南地域の広域的な都市づくりにおける重要な課題となっております。

光一下松間道路は、災害や事故の発生時などの非常時においても機能するネットワークの代替性や多重性の確保のみならず、近隣市との円滑で一体的な発展の促進や地域間交流の促進など、多様な効果が期待できることから、かねてから毎年度、県に要望を続けているところでございます。

また、先月は、芳岡市長が村岡知事と直接お会いし、早期実現を強く要望したところでもございます。今後も引き続き下松市と連携し、県への要望や協議などを継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

はい、了解しました。

たちまちすぐできるとは考えておりませんが、瀬戸風線をすごくこう推進している立場として、でも、あの188号線のあるあのやっぱり前回崩れたところを見てみると、一生懸命——一生懸命という言い方は失礼か。すごく補強はしているんですけども、これがこの補強がいつまでもつかというところもかなりあるし、やはり災害も年々年々本予想定外という災害ができて、またあそこが崩れる可能性も——そのたちまちじゃないです。多分たちまちじゃない。5年、10年ではないとは思いますが、20

年、30年というスパンで考えれば、あって、また大変なことが起きるかなと思うので、本当たちまちでは分かりませんが、その光一下松間道路のほうもしっかり話が出ているうちに、消え去らないうちに、ちょっといろいろと検討していただければと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

#### ○小林委員

1点だけ。すみません。

今年の4月から新たな公共交通体制が確立をして、開設当初というのは、通学とか通勤等のバス利用者の積み残し、こういうものが発生していたというふうに認識をしています。

しかしながら、バスのサイズを大きくしたことや、あるいは増便などをしたことによって、私も実際に乗ってみましたが、積み残しは減少しているというふうに認識をしております。その上で、ここ最近のバス利用者の積み残しの状況をまずお示しをください。

#### ○山門公共交通政策課長

防長バスにつきましての御質問でございます。

10月1日からは、朝の通勤・通学時のバスを3便から4便に増便したことから、バス需用の一部をカバーできていない状況というのは発生していない状況でございます。今後も状況には注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○小林委員

大変安心をいたしました。

あと少しですね、これは市民の方から聞いたお声を少しお伝えさせていただきますと、これも防長バスの話ですが、光高の下を17時19分発、市役所前を17時21分発、光駅が17時30分着、この防長バスの運行状況なんですけど、これが当日の利用者の状況によって、このダイヤ通りに運行しないようなケースが一部見受けられております。

これによって、結果として何が起きているかというと、バスが遅れて、光駅発17時38分の電車に乗り遅れているようなケース、こういうものもあるというふうにお伺いをしました。

ただ、これは毎日起きているわけではなくて、私も実際これをやってみたんですけど、私の場合はちゃんと乗れました。なので、常に起きているわけではないんですが、こういう課題感があるということを少し声をお伝えさせていただきますので、防長バスさんと、いわゆるその関係機関と調整した上で、何かしらの対策、いわゆる分析、現地調査も含めてその対策というところを講じていただきますよう、すみません、これは要望ですが、お願いをしておきます。

以上です。

○大田委員

今のバスのところなんです、要するに高齢者の買物などが、通院などが、いろいろ問題が出てるとかいうふうに出ているんですが、効率で便利な公共交通ネットワークを構築しますというふうに市長も言っておられるんですが、その案というのはどういうふうな感じで出されるんでしょうか。

○山門公共交通政策課長

効率的で便利な公共交通ネットワークに関する御質問でございます。

効率的で便利な公共交通ネットワークの構築とは、例えば、高齢者バス・タクシー運賃助成事業であるとか、コミュニティ交通事業の取り組み、さらには、現在取り組んでおりますバス停の位置や路線、時刻表、運賃に関するデータを整備する、バス路線のインターネット経路検索サービス対応事業などが、この事業に当たるものでございます。

以上でございます。

○大田委員

それもあって、デマンド交通なんか、光井なんかでから試乗・試験、試乗ちゅうんか、あれをやられて、そういうふうなバス路線でないところもいっぱい光市にはあるんですが、そういうふうなところの交通ネットワークというのはどういうふうな考えておられるか。

○委員長

大田委員、三島のほうで。

○大田委員

三島かな。じゃないかな。

○委員長

光井と言うたろう。大田委員。

○大田委員

ごめん。光井でなくて、三島。

○山門公共交通政策課長

三井・上島田・周防地区の今後の地域内交通につきましては、様々な手法が考えられると思いますが、例えば、ライドシェア、それから自家用有償旅客運送、それから委員御説明のデマンド型交通、それからコミュニティ交通など様々なものがございます。それに加え新たな運行形態も含めて、国の動向を注視して、既存の交通事業者と情報共有を図り、既存の交通事業者の影響、それから市の財政への影響、それから公共交通網の整備による住民の利便性の向上をバランスを考えて検討していく必要があると考えてお

ります。

以上でございます。

○松並都市政策部長

お尋ねのAIデマンド型交通につきましては、さきの一般質問で市長からも御答弁申し上げましたように、いろいろ課題が山積する中で、総合的なアンケート調査でありましたり、交通事業者へのヒアリングといったものをして、様々な角度から検討を進めてまいりましたが、総合的に勘案すると、本市への導入は現時点では課題が山積しており、現時点では難しいという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、部長からも、デマンド型交通はなかなか難しいじゃろうという答弁であったんですが、その前にライドシェア型のかい、考えているような答弁でもあったと思うんですが、光市に、今後ライドシェア型のを入れるという計画をお持ちであるから、そういうふうなお言葉が出たんかと思うんですが、そのところはどねえなっちょんですかね。

○山門公共交通政策課長

現在、ライドシェアにつきましては、県内で2か所、行われるところがございまして、こうしたものを注視しながら、既存の交通事業者と調整していく必要があると思っておりますので、今後、その状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そやけ、デマンド型交通はなかなか無理で課題が多いということでありましたら、交通弱者といえますか、そういうような高齢の方なんかもいろいろバス路線でないところは光はたくさんあるんですよ。だったらデマンド型がなかなか課題が多いというんだったら、ライドシェアでも回してからちゅうのが考えられるんですが、そのところは今ちよつと無理じゃろうというような感じでお聞きしたんですが。もう一辺、どねえでしようかね。

○山門公共交通政策課長

再度の御質問でございます。ライドシェアにつきましては、現時点ではいろいろな課題もございまして、現時点ですぐに導入ということは考えておりませんが、こちらも既存の交通事業者と情報共有を図りながら、今後検討する必要があるとは考えております。

以上でございます。

○大田委員

要するに、三島とか室積でも、千坊山やら、伊保木やら、大和でも奥のほうもあります。それやら島田の真ん中なんかというのは、当然公共交通網が通っていないところで、そこで足である車に乗れないという高齢者の方がたくさん今、増えておるわけです。

そこで、デマンド型もちょっと課題が多いとか、ライドシェアも難しいとか、そうなると、足が結局ないと、タクシー代の補助券を出すだけだということでございましたら、タクシーの乗るのも回数が48枚増加になって、70、そのタクシー補助券が出る件数以上に出るような感じになると思うんですが、そのこのところは、どういうふうに関後公共交通を考えておられるのか。

○山門公共交通政策課長

繰り返しになりますが、様々な手法が考えられますので、関後も国の動向を注視しつつ既存の交通事業者と情報共有を図り、バランスを総合的に考え、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

もうこれ以上を言うても、なかなか前向きな答弁は得られないと思うんですが、でも、市長はそういうふうに関信の表明でからね、公共交通ネットワークを構築しますというふうに関言されておられますから、ぜひとも交通弱者の方にとって、市として関後どう関うふうに関って関くかというのを、ここ1年以内ぐらいに関まとめ上げられてやられてください。お願いします。

○吉本副市長

昨日から大田委員の発言をお聞きして関て、疑問に思いましたので、改めて説明をさせていただきますと思います。

市長が節目のときに行関演説、これは2つあります。1つは、先日市長が行関所信表明。これは市長が任期の4年間を見通して、その4年間の政策の方向性について述べたものです。

所信、これはいつもそうなんですが、市長に就関した最初の市議会定例会で表明するため、4年ごとに行関てまいりましたので、大田委員さんともう何関か聞か関て関ると思関います。

そしてもう一つは、施政方針なんです。この施政方針は、毎年度、市長の施政運営に對する基本的な考え関、ある関は予算、主要な施策等について述べるものですよ。これは新年度の予算案の上関と併せて表明をさせていただきますというものです。

ですから、現時点で市長が関後4年間での政策の考え関について表明した段階でありますので、それを表明したから、じゃあ具体的に今、どう関事業とか、どう関施策という関は、これまで課長、部長等がお答関した以上の具体的なものは、この段階では申し上げる関ができませんので、その辺りは御理解いただきたいと思関いますし、部長

も課長もこれからさらにいろいろなコストとのバランスであったり、費用対効果なんかも含めて総合的に勘案しながら検討していきたいと、そのように説明をさせてもらっているわけでございます。

以上です。

○大田委員

だから所信表明に向かってから、今後、光市政はそれを具現化していこうとしているんでしょう。ただ、言わした、言うただけ。違うでしょう。それを具現化しようと思うてから今後市政に向かっていくんでしょう。はい、終わりです。